
平成27年 第6回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成27年9月25日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成27年9月25日 午前9時02分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第51号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第52号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第53号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第54号 平成26年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第55号 平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第56号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第57号 平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第58号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第59号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第60号 平成26年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第61号 平成26年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第62号 平成26年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第63号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第16 議案第64号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第65号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第66号 南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第67号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第20 議案第68号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第21 議案第69号 平成27年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第70号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第71号 土地の無償貸付について
- 日程第24 議案第72号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 日程第25 陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情書
- 日程第26 陳情第7号 憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」（別称：戦争法案）に反対する意見書の提出について（陳情）
- 日程第27 陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める陳情
（追加議案）
- 日程第28 議案第73号 南部町CATV機器更新事業に関する契約の締結について
- 日程第29 発議案第16号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第30 発議案第17号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第31 発議案第18号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書
- 日程第32 発議案第19号 憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」に反対する意見書
- 日程第33 発議案第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第34 議員派遣
- 日程第35 議長発議第21号 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞
- 日程第36 議長発議第22号 閉会中の継続調査の申し出について＜広報調査特別委員会＞
- 日程第37 議長発議第23号 閉会中の継続調査の申し出について＜議会改革調査特別委員会＞

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第51号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第52号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 5 議案第53号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第54号 平成26年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第55号 平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第56号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第57号 平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第58号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第59号 平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第60号 平成26年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第61号 平成26年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第62号 平成26年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第63号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第16 議案第64号 南部町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第65号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第66号 南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第67号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第20 議案第68号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第69号 平成27年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第70号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第71号 土地の無償貸付について
- 日程第24 議案第72号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 日程第25 陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情書
- 日程第26 陳情第7号 憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」（別称：戦争法案）に反対する意見書の提出について（陳情）
- 日程第27 陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める陳情
（追加議案）

- 日程第28 議案第73号 南部町CATV機器更新事業に関する契約の締結について
- 日程第29 発議案第16号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第30 発議案第17号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第31 発議案第18号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書
- 日程第32 発議案第19号 憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」に反対する意見書
- 日程第33 発議案第20号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第34 議員派遣
- 日程第35 議長発議第21号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第36 議長発議第22号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第37 議長発議第23号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	岩田典弘君
		書記	石賀志保君
		書記	小林公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	吉原賢郎君
総務課長	加藤晃君	行財政改革推進室長	三輪祐子君
企画政策課長	上川元張君	防災監	種茂美君
税務課長	伊藤真君	町民生活課長	山根修子君
教育次長	板持照明君	病院事務部長	中前三紀夫君
健康福祉課長	山口俊司君	福祉事務所長	頼田光正君
建設課長	芝田卓巳君	上下水道課長	仲田磨理子君
産業課長	頼田泰史君	学校教育室長	水嶋志都子君
監査委員	須山啓己君		

午前9時02分開議

○議長（秦 伊知郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、細田元教君、10番、石上良夫君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第51号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第51号、平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長の井田でございます。議案第51号、平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

内容は、歳入75億5,060万2,158円、歳出73億234万3,790円の決算認定であります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対意見でございますが、町営住宅の環境は不備であるのは行政も認めている。そこを是正すべく協議会に行政の仕事を押しつけている任意団体です。観光事業の費用対効果がなっていない。指定管理の運営、公設民営、費用対効果から見て妥当かどうか。同和予算、委員会でも言ったが、一般事業に組み入れるべき。公民館のあり方、生涯学習の場などで主事の配置をすべき。農業の支援、的確な施策があったか不用額が多い。

賛成意見でございますが、財政比率もうまくいっている。予算に対して決算の執行がうまく回っているので評価したい。個々のことはいろいろな思いもあるが、妥当な決算と思う。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について反対でありますので、討論をいたします。

理由は、自治体の本旨は町民の暮らし、支援をすることにあります。しかし、金の使い方に異議があります。

まず、その中の内容であります。一つは非正規職員の割合が非常に多いということあります。資料を見ますと、全職員の35%も示していること、このことは行政のサービスの低下を生むことになる、このように思うものであります。

2つ目は、住宅施策であります。若者向け住宅520万円、空き家借り上げ93万円、これは否定するものではありませんが、それに対して町営住宅の管理費は360万円、これでは環境の改善の不備が起り、利用度の低下が起ることは当然であります。私は、低所得者向けのこのような住宅はしっかりと整備して、町の人口の流出、また町外からの流入の人口をふやすこと、

このことに力を入れるべきだと思うものであります。

3つ目は、地域振興協議会は行政の組織ではありません。しかし、資料を見ますと、行政のすべき仕事の下請の分が多々あります。これはやはり行政がきちんと責任を持って町政を行うこと、このことを基本にすべきであります。

4つ目は、保育園の公設民営化であります。人件費の不明瞭な点があります。1億5,015万円、これを1人当たり341万円になります。当初の計画では320万円ということでしたが、これもなぜふえたのか、その理由もはっきりしておりません。

5つ目、観光事業はプロモーター設置と体験型観光に1,045万円の費用がかけられておりますが、しかし、これに対する費用対効果についてどういうことだったのか、これが明らかにされております。

6つ目、指定管理の運営であります。私は、指定管理、民間にできることは民間にやらず、これが一番の目的だったと思っておりますが、しかし、決算を見ますと、そのことが明らかになっている事実がはっきりわかりません。指定管理、このことについては一概に否定はしませんが、しかし、町の施設についてはやはり町がしっかりと管理していく、このことを望むものであります。

7つ目、同和対策事業。これは委員会の中でも同僚の議員からもありましたが、一般施策にすべき事業もかなりあります。これは速やかにそういうぐあいにやるべきである、このことを申し上げます。

8つ目、公民館のあり方の趣旨から逸脱をしております。私は、何度も一般質問で申し上げましたが、やはり公民館には主事を配置して、そして文化、スポーツ面の充実を図ること、このことを主眼に置くべきと考えております。

9つ目、農業支援は農業者の要求の反映が果たして図られてるでしょうか。主に、これに計画に対して実施がかなり控えておる、このことを私は指摘したいと思っております。

10番目、訴訟費用に着手金117万7,000円、弁護士費用32万4,000円、合計で150万1,000円、道理に合わない事業から住民監査請求がなされた結果、訴訟となりました。内容を見ますと、町長、坂本昭文氏に訴えられたものであります。これに対して公費の支出は認められないと私は思います。

11番目、病院への県からの利子補給に対して同額をやはり町が出す、これが規則になってるのでありますが、何度も申し上げますが、一向にこのことが図られていない、このことを申し上げて反対の意見といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） 1 番、白川です。この案件に関しまして認定すべしという立場で討論をさせていただきます。

一昔、当たり前と言われたことが幾つかあったと思います。子が老いた親を見ることは当たり前、年ごろになれば結婚し、子をもうけることは当たり前、長男、長女に生まれた者はその家を継ぐことは当たり前と言われた時代があったと思います。

今、労働環境や社会環境の変化の中で、一昔の当り前は大きく変化をしております。しかし、どんなに個人、個別主義になったとしても、人生の最後まで1人で生きていくことはできません。社会みんなで自助・共助・公助、そして税というツールを用いて支え合っていかなければなりません。

一般会計の決算認定において、人口減少、少子化、高齢化などの諸課題に挑戦的に取り組むような政策であったのか、また執行率をベースにそれぞれの事業効果はどうであったかを審議いたしました。

特にインターネットを活用した情報発信は年々増加しており、10年前の約4倍のアクセス数になっており、南部町がんばれふるさと寄付金事業は年々寄附額も増加しており、特産品にかかわる生産者への意欲向上にもつながっていると考えます。

また、三世代同居事業は計画の約2倍の実績でもありました。本町のメイン事業の一つである少子化対策、地域の活性化事業は、もう待ったなしの緊急性の高い分野であり、このことについて効果を上げていると考えておりますので、この案件、認定すべしと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 平成26年度一般会計決算に反対の立場で討論いたします。

理由の第1は、非正規雇用の問題です。町長もかねてから、決して褒められた状態ではないと繰り返してこられました。官製ワーキングプアという言葉が生まれ、本来フルタイムで働けば人間らしい文化的な生活が保障されなければなりません。保育園を民営化したとき、町長は非正規雇用を解決するためだとおっしゃいました。しかし、保育園で今、26年度で見ましても13人の非常勤保育士さんと調理員さんが今なおおられます。保育園以外の非常勤職員を合わせると、42人となっています。

他方、伯耆の国が指定管理をするさくら、すみれでは社会福祉法人の正職員として委託料として人件費が支払われています。世界的に見れば、同一労働、同一賃金が原則です。民間の委託料

に出せて町の臨時職員に格差をつける理由はないと考えます。

また、学校主事と学校支援教員は課業がある日の契約としています。学校主事はプラス12日となっていますが、これも学校図書館司書が通年雇用としていることから見ても、改善すべきと主張します。若者定住が大きな課題となっている現状を考えれば、新たな施策を考える前に解決すべき課題であることは明瞭ではありませんか。

伯耆の国に保育園の運営委託をする際、事務費を支払っています。この事務費の計算が人件費の3%で契約されています。人件費1億5,015万6,000円に対し、543万8,000円で、対前年比で119万3,000円増加しています。人件費の増加と事務量の増加に合理的理由があるとは考えられません。

次に、観光施策について、体験型観光と誘客人口をふやし、南部町に移住定住につなげるとしています。地域資源の掘り起こしは大切なことと思いますが、戦略が見えてきません。戦略を立てずに突き進むだけでは徒労と税金の無駄遣いになります。

農業と地元商工業の振興施策が不十分だと考えます。農業は先祖から受け継いだ農地を自分の代で終わらせられないという思いで、ぎりぎりのところで踏ん張っている状況だと思います。商工業者も同じような状況が広がっていると思います。それに応える施策が打っているのか、私の答えはノーです。

次に、滞納整理問題について所見を述べます。8月末から滋賀県の自治体研修所に行かせていただきました。研修テーマは社会保障の基礎でした。基礎知識の研修とあわせて、3つの自治体で実際の取り組みが事例報告されました。どの自治体の取り組みも先進的で、大いに刺激をいただいたところです。

その中の一つを紹介し、南部町でも取り組むべきだと考えます。滋賀県野洲市の事例です。生活困窮者の自立支援という観点で市長みずから、ようこそ滞納いただきました。滞納は生活状況のシグナルであって、生活を壊してまで回収しない。滞納を生活支援のきっかけにするとして役場の機能をフルに使い、多重債務などに対して専門家と密接に連携して住民の生活を立て直すところまで支援しているということでした。まさに役場が住民の役に立つところとして信頼されていると感じ入りました。どうぞ、このような自治体の教訓を学び、生かしていただきたいことを申し上げ、亀尾議員の反対理由ともあわせて反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、平成26年度一般会計決算の認

定について、賛成の立場から討論いたします。

平成26年度一般会計は、先ほど委員長からも報告がありましたけれども、歳入総額75億5,060万2,158円、歳出総額73億234万3,790円、翌年度へ繰り越すべき財源を除きました実質収支額は1億6,719万2,841円でありました。決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率は比率なし、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準を大きく下回っております。経常収支比率はやや悪化、また、すみれこども園建設に向けた起債によりまして地方債残高は前年を上回っておりますし、公債費負担比率も1.3%上昇しておりますけれども、財政力指数は0.001ではあります改善がなされ、基金残額は合併以来、最高の残額となっております。起債残高に対します基金残高と算入交付税の総額は18億7,512万9,000円上回っております、極めて健全な経営がなされております。

平成26年度一般会計において実施されました各種事業におきましては、508にも上る事業が実施されております。充実してまいりました子育て支援策を初め、人口増施策、各種福祉施策、人権施策、産業施策など、どれも住民にとって欠くことのできない施策ばかりであります。

先ほどの反対討論の中で、非正規職員、住宅施策、地域振興協議会問題、観光事業の費用対効果、指定管理、同和対策事業を一般対策へ移行をすべきと、それから公民館のあり方、農業支援、それから訴訟費用の問題、滞納整理問題等々、非常にたくさんの反対意見が出ておりますが、これは全く考え方の違いによるものでありまして、私はこれには賛同はできません。

ただ、執行部のほうに少し苦言を呈しておきますが、課によりましては予算の執行率が非常に低いまたはゼロ%の事業がございます。事業によっては、その事業を使う住民が少なかったという意味ではやむを得ない事業もございますが、いま一度、住民が使いやすい工夫、そしてしっかりと事業の広報をお願いいたします。

また、予算決算常任委員会で各議員から事業によっては非常に厳しい意見も出されております。執行部はこれを聞き流すのではなく、しっかりと受けとめていただくことを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成26年度の一般会計決算の認定に反対いたします。

先ほど健全経営をしているという立場からの賛成意見がありました。私たちは、住民の地方自治体が健全経営はもちろんのこと、住民の暮らしを支える地方自治の立場から住民の暮らしを支える町政になっているかどうか、そして何よりも住民から信頼得るためには、公平、公正な町政

で運営をしているのか、そういう点も1週間の委員会の中で審査をしてきたつもりです。そういう中で、全般的に一つの決算としてどうかと言われる中での問題点指摘しての反対をしているところです。とりわけ私は、公平、公正な町政の点から問題点を2点指摘して、委員会でも指摘させてもらったんですけども、反対討論したいと思います。

一つは、指定管理をしていく中で指定管理者に対するあり方の問題ですね。指定管理はたくさんしていたり、例えば指定管理でなくても委託制度等で給食センター等をしているんですけども、全て相手方の事業者に対して綿密な法と条例に定められた内容で中身を見ている。とりわけどの指定管理や委託業者を見ても、そこで働いている人の労働条件等が求められたら出てくるし、担当課もそれをつかんでるという状態があるわけですね。これがごく当然なことであるし、報告の中にも出てきているわけです。

ところが、一つ、以前から指摘させてもらっていますのは、いわゆる公設民営、伯耆の国に指定管理している2園の問題です。特に平成26年度で委員会でも審査になりましたのは、平成25年度の予算が1人当たりの人件費として320万として計上されてる人件費が出ているのが、平成26年度の当初予算でそれが違っていただけですよ。改めて私も平成26年度当初予算を見たときに、平成26年度そもそもの予算の立て方が、これまで議会に説明されていた人件費の計算と違ってたという問題があったわけです。これが当初委員会、一番最初に26年度の当初予算でも求めたんですけども、それをフォローする資料というのは出てこなかったわけですね。

今回、平成26年度の決算報告書が出てまいりました、伯耆の国からですね。そこを見たら、当初予算とどこが違うかという点ですよ。例えば当初予算では44名分の人件費として組まれているわけなんです。この説明でいくと、私たちの通常の説明では44名掛ける320万円というふうに計算しているのですが、1億4,080万という数字ではなくて、1億5,015万6,000円の金額が出てきたわけなんです。この時点でおかしいのではないかとということ指摘したんですけども、出てきた資料は、とすれば、平成26年度、職員は一体何人いて、その人件費使ったのかという資料が出てまいりました。ここでは44名ではなく、41名なんです。とすれば、少なくとも今まで私たちが議会で聞いてきた10年間の契約のやつ、320万として計算して人件費を立てるのだけではなくて、41名の金額が1億5,000万になってるという26年度の予算であり、決算であったわけなんです。私は、このことに対する説明が要る。

とりわけ例えば給食センターなんかでメホスに出している委託業者の人件費がどのような分類かというのが出てくるわけです。ところが、伯耆の国に指定管理しておりますつくし・さくら両保育園の職員の保育士の給与が幾らであるのかということは出てきたためしがないわけです。こ

これは他のどの指定管理の状態見ても、例えば地域振興協議会に出してる指定管理のあり方でも人件費相当分、出てくるわけですね、これがなぜ出てこないのか。出てこなくていいという内容の条例等要綱があるのかという点も、私は、議会がもっと審査しなくてはならないという点だというふうに考えているわけです。

平成26年度の収支計算分析を、保育所分を、これ伯耆の国から出た分だと思っんですけども、本来であれば伯耆の国の考え方として、人件費、積み立て預金、積み立て支出というのが出てくるはずなんですよ。そういうふうに言って出したんですからね。ところが、そこには何も書かれていなくて、人件費の支出が全く当初予算と決算と同じ、そうですよね。そういう内容になっているわけですよ。これについては引き続き、仮にこの決算が多数で認められたとしても、私は説明の責任が町側にあると。もし、指定管理者である伯耆の国がそれを提出されていないのであれば提出してもらおうべきだということで、強く議会に提出することを求めておきたいと思います。

2つ目の点は、公正公平で何よりも私たちが、住民の声をきく会出てきたのは、振興協議会に対する意見でした。これは当初の質疑のときでも述べたんですが、まず出てきたのは、会長、副会長の役割と報酬の周知を住民にしてほしい、これは町の責任だというふうに思います。

そして、2つ目には、条例上、定められた住民組織でありますから、そこで働く非常勤職員として会長、副会長並びにそこに働く支援員等の研修が必要だと。これは何かというと、住民自身に携わる立場で、何よりも公正公平に住民に接する、公金を扱っている、こういう立場からの研修が必要だという点です。

3つ目には、お金の使い方の点です。この点では初日でも指摘しましたように、この交付金をめぐって住民から町と振興協議会が訴えられてきたという経過もあるというふうに思います。

4つ目に、これも委員会の出された資料の中でわかったのですが、協議会に未加入が2集落に110世帯、それ以外に集落とつき合いのない世帯95件。この95件に対しては、町が町のほうから県とか町の配布物を出しているという問題が出てきました。これは地域振興区制度から見た場合、町は、条例では振興区はその区域を統括すると書いてあるわけです。そのために県からの広報の配布委託金、県議会の広報の委託金等を振興協議会に渡しているわけです。ところが、集落とつき合わない世帯は振興協議会がお世話をしていないことになっている。これは条例上からの整合性のつかない話ではないか。こういう点からも公平、公正な立場から是正を求めたいというふうに考えています。

それで、その中で新たに質疑の中等でわかってきたのが、ふるさと寄付金の使い方の問題です。ふるさと寄付金を地域振興協議会に直接寄附として出るようになる。平成26年度は、協議会と

の懇談会の中で、副町長は、町長は、1円も削らずに来た分を振興協議会に渡すと言っています。もし渡した場合、どうなのか。寄附金については、約その半数の金額をかけて一般財源で今、お礼の品物を届けているわけです。そういうことになれば、一般財源をも振興協議会に寄附に応じて出していくということになりませんか。このことについては、副町長は考えるというふうに言っていますが、私は振興協議会への寄附金のあり方についても再考をすべきだというふうに考えています。

加えてもう一つ言うておこならば、ふるさと寄付金、平成26年度3,134万2,000円入ってきたのに対して、一般財源で1,855万6,667円の支出です。50%以上のお金を一般財源からつぎ込んで成り立っているふるさと寄付金制度です。これは即刻、このお金の使い方を改め、少なくとも一般財源、町の住民からのお金ではなく、入ってくるふるさと寄付金の中で本来賄うべき財源だということを指摘して、反対討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案について認定すべきという立場で討論させていただきます。

先ほど米澤議員のほうから財政のことについて説明がありましたけれど、やはり町民の方にとって今、町の財政がどうなってるのか、要は借金が幾らあって貯金が幾らあるのかということも心配されている部分じゃないかなと思います。そういった面でいきますと、このたび黒字になった部分から1億5,907万6,975円というのを公共施設等整備基金ということで積み立てをされました。そして、それ以外の財政調整基金、減債基金など、合わせますと全部で92億4,567万8,000円ある。この中には借金はあるけれど、国が見てくれるお金ということも含まれてるんですけど、合わせまして92億4,000万以上のお金がある。それに対してどれだけの借金があるかといいますと、これは全部で73億7,054万9,000円です。結局、借金に対して貯金、そして国から返ってくる交付金のほうが多いということです。これは町長がいつも話しておられます子、孫の代にツケ回しをしない非常に健全な状況であったということをもまずは報告させていただきたいと思えますし、それに対し、今年度、26年度はすみれこども園という大きな大型事業もされました。その中であって業務執行も何ら問題はなかったというふうに私たちは説明を受け、理解をしてるところです。

次に、3人の共産党議員団の方がいろいろと反対で討論された部分について、少しだけ反論をしておきたいというふうに思います。

まず、職員の問題です。非正規職員、確かに全体では35%おられます。それ以外、正職員は124名、26年度末でおられます。この職員の方々に係ってる人件費9億9,000万円です。全体の予算73億に對しまして約10億、人件費もかかっているわけです。これをこれ以上、正規職員をふやして南部町の財政が回っていくでしょうか。確かに少ない人数の中で508事業をこなしていくというのは大変だと思うんですが、その辺を補ってもらっているのが非正規の職員の方だというふうに思っています。正職員と非正規の職員の方、協力し合ってこの事業を終わられた決算というので私たちは認めるべきだというふうに思います。

次に、地域振興協議会のことです。この協議会については、設立されて丸9年、来年で10年を迎えようとしています。会長を中心に職員の方、またそのそれぞれの部会の方、部会といえば各集落からそれぞれ1名ずつ出てもらっています。そういった方々が地域の問題解決について真剣に話し合い、そして各それぞれの違った課題を自分たちで解決しよう、そして住民の住んでる皆さん方の見守りもしっかりとしていこう、そういった姿が町民の皆さんにも認められてるというふうに私は思っています。

特に町とのかかわりですけれど、これは地域振興区の設置に関する条例というのがあります。その中の第5条には、「地域振興区を統括し、町民の多様な意見を集約及び調整を行い、かつ、地域づくりに係る計画の策定及び計画の実現を自主的に行い、町とともに活動を推進する住民組織として、地域振興区に振興協議会を置く。」ということで町がつくった条例、そして私たち議会が認めた条例にしっかりとうたってあります。何ら問題がなく、町の仕事をそれぞれ持って帰ったある課題を一緒になって解決していく、そういった重要な立場を担っていただいているというふうに思います。

次に、観光事業です。観光事業については、26年度、去年の6月から観光プロモーターの方に来ていただきまして対応していただいております。この方、採用のときにも説明がありました。非常に観光にはたけた方、また地元南部町出身でもあるということで、地元に対する思いもしっかりと持っておられます。このたびの決算の中でありました、今、一番観光として力を入れているところ、赤猪岩神社のほうに去年の末からことしの3月、4月ぐらいにまでかけて約5,000人の方に訪れていただきました。まず、南部町を知っていただく、また南部町の特徴あるものを見ていただく、それだけでも大きな費用対効果、実際に説明を受けました。

そして、これからの対応ですが、これはこのたび出ました南部町版地方戦略会議の中でも提案がありました観光のことがしっかりと盛り込まれています。そういったものを着実に町、そして観光プロモーターを中心に推進していく、これをしていけば南部町の特徴ある姿が出せるという

ふうに思います。

次に、指定管理の運営についてです。特に伯耆の国にお願いをしています2園のことについて話が出ました。これについては私のほうも伯耆の国のほうの方にちょっと連絡をとっていろいろと話をしました。人件費320万、41人ですか、これは請求をするわけなんです、その年の保育園に入園する子供たち、特に2園はゼロ歳児から受け入れている。ゼロ歳児というと、お母さんが子供を出産してそれから育児休暇を少しとって、それから子供たちが入ってくるわけです。その年によって全然対応の仕方が変わってくる、そのための予算も必要になってきます。町民の皆さんの、特に力を入れている子ども・子育て部分で、しっかりとした対応をしていただいている。人件費が当初予算と決算が同じようになったというふうになっていると言われますけれど、これも全て人件費に使ったということは、今まで直営でやっていた非正規の職員の方がゆうらくで正職員になり、正規職員になり、その方々に全て渡されたものであります。それだけの成果を職員の方にもちゃんと還元をしているということではないでしょうか。そういったところを見て考えていけば、やはり町が直営でやって、町職員がやって人件費ばかりかかるよりは、委託もして一番利点のある町民の方にしっかりとサービスができる体制が整っているこの指定管理については、本当に町民にとっても理想な形ではあるというふうに思います。

それと、最後に、農業の面です。農業については執行が少ない部分もありました。これは事業と現状とがなかなかマッチングできていないということがあると思います。事業については、小規模農業、大規模農業、また若者の新規就農、いろいろな事業の予算が組んであります。そういった部分に行政としては、事業としてはしっかりと支援をしたいんだけど、それに対してなかなか農業の方、また後継者の方が見つからない、いないという今の現状がこの結果になっているというふうに思っています。ただ、諦めずに引き続きこの事業をしっかりと持っていていただきまして、町民の皆さんに知っていただき、使っていただけるようなことになれば、本当に南部町の農業も将来が開けてくるというふうに思います。

この368事業、本当に膨大な事業です。私たちがそれを、こういった大きな本であるんですけど、全て説明を受けました。南部町民のために公平、公正な対応でしっかりとしていただいたということのお礼を申し上げて、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決い

たします。

賛成、反対の御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第4 議案第52号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第52号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第52号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容は、歳入14億8,687万3,229円、歳出14億6,257万3,979円の決算認定であります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対意見でございますが、26年度は税率を引き上げた。保険税については引き下げを主張しているので反対。

賛成意見でございますが、税率は会計を守るためわずかに上がったが、基金を繰り入れた上で結局、2,400万くらいの余剰金が出た。この余剰金を繰り出して27年度予算ができた。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この平成26年度の国保会計の決算認定に反対いたします。この会計は、先ほど委員長がおっしゃったように歳入歳出あり、その結果、賛成討論で述べられての紹介にあったように2,499万9,250円、いわゆる黒字になった。ところが、基金で4,642万7,396円、基金全額を入れてその基金のやっとなら半分の黒字になったという決

算が出てきたわけです。この中で滞納総額が累計含めて5,966万2,419円、単年度では919万の滞納が出てきています。

このような国保会計ですが、町民が負担している保険税はこの14億のうちの約何分の1でしょうか、2億8,970万円。収入済み額が2億2,940万というふうになっておりますが、要は保険税が、2億9,000万円近くが、住民が支払っている保険税というところで成り立っている国保会計です。そのうち保険給付費には約9億7,000万円が出ています。

このような中で、確かに毎回出るように国民健康保険が高い理由、一つはとにかくかかった医療費総額に来るものですから、医療費が上がれば医療費が高つくところは国保税が高くなってくる。もう一つの側面は、年々のごとく国からの補助金、補助率が下がってきたという問題。3つ目には、国民健康保険の制度上、低所得者層が多いという問題から国保の負担感が高いという現状が南部町でも出ており、その結果として滞納がほかの税に比べて高い状況が出てきているというふうに考えます。

私たちは、確かに今回、基金がゼロになり、今までのように基金を取り崩して国保税を引き下げろというような言い方はできなくなったのも事実です。従来、私たちは、何としても住民の国保税が高いから何とかしてほしいという声に町はやっぱ応える責任があるというふうに思うわけです。

国保税を引き下げの一番の方法は、私たちが平成25年でした経験したように、いわゆる法定軽減をしたわけですね。約500億円かけて法定軽減の枠を広げた、これが大いに効果があったことは担当者も含めて私たちも知るところです。

一つには、国が法定軽減の枠を広げてくれるのが一番いいということですね。それができなかった場合、国が法定軽減を広げるか、もしくは何といても補助率を高くしてもらうこと。このことが一番だと思うんです。そのことをまず国に求めるということが一つだと思います。しかし、町での努力を求めたい。一つには、条例をつくって減免制度を設ける。

私たちの手元には、全国どのような減免制度があるか。とりわけ商業都市大阪なんかでは、国保に入っている人が多くて国保を低くする運動というのが進んでるわけですね。そこではどんな減免制度があるかという、所得激減減免、低所得減免、障がい者減免、母子世帯減免、ひとり親減免、高齢者減免、借金減免、こういうようなのをつくってとりあえず払いやすい保険料にしていくという努力をしているわけです。私も、いわゆる滞納状況等を精査しながら、それを防いでいくためにこの町に合った条例減免をつくることを求めます。

もう一つの方法とすれば、かかった総額を吹っかけするものですから、賦課限度額を小さく抑

えていくという問題ですね。これも指摘しているとおりです。何をしてほしいかという、国民健康保険税の会計で見ている、いわゆる管理部分ですね、健康管理センターの運営、そして全戸に配っている健康カレンダーなどを一般財源化して国民健康保険会計で見るとはいいけども、その分を一般会計から充当してもらおうということです。これについては町もしやすくなるように前回は提案してきたつもりですが、再度同じことを読み上げます。

実は2010年、社会保険出版社から国民健康保険中央会ですね、ここが監修した国保運営協議会委員のため国民健康保険必携という中に、その項目が指摘されています。どのように書いているかという、読み上げますね。

国民健康保険事業は、地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。長くなるので途中略して、一般の福祉行政と多分に重複したり、共同して行ったりする面があるわけです。そこでもその部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険税や国庫負担のみで賄われることは、負担の公平という見地からどうかと考えられる部分もあるのです。この面では、必要に応じて財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか。これが国保中央会の意見として出ているわけです。

これを言ってみたら盾にして厚生労働省はどう言ってくるかわかりませんが、多くの市区町村が一般会計法定外繰り入れをしている根拠になっているということなんです。少なくともこのことは、私は南部町でも言えるのではないかと。対象となる保険事業費1,798万の中の健康カレンダー4,000部の費用、健康管理センターの管理費、少なくとも1,037万の半分ぐらいは、全額ですね……（笑声）半分ぐらいは一般会計を繰り入れてもいいのではないかとということです。そういうことをすれば1,000万近くなるのではないのでしょうか。そういう努力をもしていただき、国保税を下げるあらゆる努力をすべきだという点を指摘して、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田でございます。国保会計については賛成の立場から討論させていただきます。

今、数字とか中身については、真壁議員、言われた数字はそのとおりでございます。今回の会計は、国保会計が厳しいということで基金を全額繰り入れました。7,000何万だったか入れてやっとこき、あの当時の医療費の伸びでこれでも厳しいかなと思ってたら、医療費がその分、大きな病気もない人がおられまして、2,400万の黒字になったと。基金を入れたおかげで2,

400万黒字になりましたけども、その2,400万、基金にまたためるんじゃないしに、それを今度は27年度の保険の財源に全部入れ込みまして、もう町長も私も同じだと私は思いますが、町長も思っておられると思いますが、税金の中で一番高いのはやっぱり国保税です。今、真壁議員が言われたとおりでございまして、もうそろそろ天井が見えてきたんじゃないかと。確かに国保に入る人は、もう事業、勤めをやめられた方、一般の商店の人、それらも最後のとりでの保険です。それが収入もなくこういう国保に入ったとき、保険料が高いと本当に厳しいのは事実でございまして、国保の運協でももうそろそろ何とか一般会計からでも繰り入れできる方法を考えてもらえんかというような提案もいたしましたところでございます。国の補助率が3分の1になったというのが一番痛いところでございます。これらも含めて、またいつまでこの市町村国保がもつかわかりませんが、あと29年か30年ごろでしたか、県一本になります。そのときに、もう本当に私たちのこの国保税が都会よりも安く、都会のようにならないように、今のままでも最低、今のままでの税率でいくように、今度は町長等に頑張ってもらいたいと思いますけども、運協でも指摘しましたように考える時期がそろそろ来たんじゃないかと。

今回も27年度の予算でも、この繰り入れ2,400万の余ったお金を全部入れてやって基金ゼロと、この中で今度また大きな病気等がどどどどと私たち1万2,000人の人口、またこの中の国保会計の中でやられたとき、やばいなという感じがしております。

そこで保健事業等、頑張ってもらいまして、いつまでも健康であって、なるべく病院かかってほしくないと言いたいですけど、西伯病院が今度、困りますし、本当に痛しかゆしのところが今の綱渡りです。国保会計で黒字を出せとは言いませんけど、捉まえ、とんとんになるよう、今、真壁議員がいろんな提案されました。これができるならば本当に国にでもどンドン言っていたきたいし、私たちもない知恵を絞りながらでもこの国保会計を守っていただき、何とか守るためにもどのような施策が必要かということを経営部の方は考えていただきまして、今回の26年度決算については、基金を繰り入れたおかげでうまく回ったということで賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） これは国保会計だけの問題でもないんですが、南部町の医療費の水準が県下で比べて高いほうに属して、その一方で保険料は低いほうだということは、これまでいろいろやってきて予算や決算をしていく中で共通認識になってきたと思うんですけども、やっぱり今の国保会計の一つの解決方向というのは、病気になるたけかからない予防医療、そこにどんだけ力が注げるかというのも、私たちもいろんな議会の行政視察で国保の会計がうまく回って

るところ、佐世保市民病院でしたか、それとか長野県の泰阜村、そういうところに行って予防が大事だということを議員の共通認識として持ってきたと思うんです。

そういう意味で、今の南部町の医療費の現実と、それから予防医療の現実、それを見るとやっぱり努力の方向ははっきりしてるということなんだと思いますし、それから全県一本化というやな話も法律、通ってしまってますけども、そういう中でもこれまで町が独自にそういう活動、予防医療をやっていくことは当然やっていかないけんことだと思いますし、それから国保税の問題もいきなり平準化されるということにもならないと思います。そういうことをやってしまったらいきなり高いほう、平均とりますと、今、水準が低いわけですから大変なことになりますね、今でも高い実感があるわけですから。

私は、全県一本化には反対ですし、問題があると思ってますけども、町が今すぐやるべきことは、わかっておられると思いますけれども、そういう医療費の水準と健康診断の受診率とか、いろんな総合的な問題はあるんですけれども、もっと努力しないけんということを改めて指摘して、この国保会計決算に反対いたします。（笑声）

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。この議案に賛成の立場で発言をいたします。

反対議員2名の方、それぞれ述べられましたが、健康管理センターのことについては予算の中ではありますけれども、保険料、歳入の面での保険料とか国民健康保険制度自体のあり方といったところからの反対ということで、この決算についての反対意見では余りなかったかなというように、そこら辺は私も同じような考えだというふうに感じております。

国保の全県一本化の話も出ましたが、やはり保険料自体はその自治体の実情に合った保険料の積算がされるという方針も出ておりまして、たとえ一本化になっても従来どおりの予防医療には力を注いでいかないといけないといったようなこともあります。

都会のほうで非常に多額の法定外繰り入れがなされてるということも事実ではありますけれども、様子を聞いてみますと、積極的に保険料を下げるために法定外繰り入れをたくさん入れてるんだといったような例というのはほとんど聞きません。収支バランスが崩れてしまったがために法定外繰り入れをしなければいけなくなってしまって、今後どうしようかなというふうに悩んでおられるところがほとんどのようです。

そういった決算に比べれば、今年度といいますか、当該年度、まだお金を残した状態での決算ができているということについては非常に喜ぶべきことであり、またこの議案には賛成すべきと

いうふうに考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。法定外繰り入れの問題なんですけども、結局、保険料が高くなると、いわゆる高額になるからそれを抑えるためというのがほかの自治体のいわゆる加入者の負担を低くしたいという願いが、これが一番のもとだと思うんです。

ことしの26年度のこの国民健康保険を見ますと、歳入のところになるんですけども、収入未済額が前年と比較して360万ふえておりますね。つまり、保険料が上がったから、なかなか払うのに困難をされている。

しかし、反面、収入は思うように上がらない。これが現状から来てるのではないのでしょうか。私は、保険料が払えなくて、今はいわゆる短期保険証で終わってるんですけども、これがそれも奪われるような状況が起これば、まさに命が、保障がなくなるという状況が起きると思うんです。

全県で数年後には一本化されるというような声も出てるんですけど、じゃあ、今の現状をどうするのか。もう人の命というのは、あす、あさって待ってくれというものじゃないんです。だから、今、この時点でいかに加入者の支援をするか、このことが問われてるんじゃないのでしょうか。そういう点からいえば、やはり保険料を引き下げる、そのためには法定外繰り入れも、それを認めてやるべきだということを主張して反対します。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第5 議案第53号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第53号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第53号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入1億2,879万4,733円、歳出1億2,860万993円の決算認定であります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対意見でございますが、国保と同じく負担増となっている。若い人にも負担もあるが、年金受給額も減る中で該当者の負担が上がるのは大変。

賛成意見でございますが、医療費の率が高くなる。医療費も上がる傾向にある。問題は、負担してもらっている若い人たちの負担も大変。保健事業とか高齢者の生きがいづくりなどで医療にかからないよう、ジェネリックとかを利用して負担増にならないように制度を一生懸命やっている。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

反対の理由なんですけども、全県一本化になってもう数年ですけども、そもそもそれぞれの自治体の問題点というんですか、それについての意見がなかなか反映されにくいということが一つ大きな問題だと思います。それは国がやったことなんですけども、ただ、私はそれについてはそういう意見を持っております。

さらに内容であります、いつも申し上げておりますが、これは高齢者に対する差別であると言わざるを得ません。国保の中に一緒に繰り入れて、またその後はもう一つの保険があったんですけども、まさに一般の全町民に対する差別であるということをまず主張しておきます。

それから、年金の支給額がだんだん低下する状況にあって、保険料はそれについて医療の関係でやっぱり上がっていく状況であるということでもあります。これは一つは医療費が上がるというのは、高齢になります、年齢を重ねていきますと、若いときと比べて体の調子が悪くなる、体力

の衰えがある、このことから医療費が上がることは当然のことです。そういう意味からいえば、やはりそれに対する行政の支援というんですか、それを強めていくこと、このことをやっぱりやるべきだと思うところでもあります。だから、保険料の負担増を抑えて、そして町の公費の中からその負担増を抑えるための支援をしていくこと、このことを当初から申し上げております。そのことから私は反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案53号、南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、賛成の立場から述べさせていただきます。

毎回言っておられますけども、高齢者の差別である。75歳からこういうことをしたらおかしいということで大分前から言っておられますが、これがもう何か大分認知されまして、一つも違和感ないように今、世の中、状況なっております。

それと、自治体の意見がなかなか反映されていないということですが、それぞれの自治体に高齢者の後期高齢の保健事業等をいろいろ組み入れていただき、またそれをしてなるべく医療費がかからないように、今、自治体との連携をきちっとしておられます。確かに年金が減少の中で、この後期高齢の医療費も国保会計と一緒にして、大変なのは大変でございますが、65歳からだんだんとお医者さんとのつき合いが長くなるようになりまして、当然医療費はかさむと思います。この後期高齢、毎年3%以上医療費が増加しておりました。そこで連合としてもジェネリック、今、全体で全国的にも使っているけれども、ジェネリック医薬品等を使いながら、同じ成分で安い薬を使いながら健康に留意していただきたいと。

それと、高齢者は高齢者でもっと地域に頑張ってもらって元気でいていただきたいというような施策をどんどん今、打ち出しております。そのおかげで何とか26年度決算では医療費も高どまりが若干、今、低くなりつつあってございまして、よかったなという雰囲気でございますが、そういうことを国保と一緒にございまして、みんなでこれも皆さんが健康に留意しながらこれをやっていきたいと思っているところございまして、今回の会計についても別にこれは全県下の会計ではマイナスだったけども、町としてもそれなりの意見で保健事業を通して高齢者にちゃんとその辺、頑張っておる、そのような会計で言われたとおり、特にこれは特別徴収でして、年金からも引かれちゃって特別徴収100%ですけども、普通徴収も案外、南部町もいいところでありました。そういうことで高齢者の皆さんは自分の健康は自分で管理し、また自分の保険料は自分で払いながら管理しておられるという状態ございまして、今回の26年度についてもそういう

ことで賛成いたします。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 終わりですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第6 議案第54号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第54号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第54号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容は、歳入144万9,719円、歳出144万9,719円の決算認定であります。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第54号、平成26年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第7 議案第55号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第55号、平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第55号、平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容は、歳入282万7,114円、歳出215万2,640円の決算認定であります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の理由でございますが、監査からも問題を指摘されている。国からの委任問題もあるが、委任された町が貸し付け審査をしてこなかった問題、町もその責任もないわけではない。町の方針が確立できていない。

賛成の意見でございますが、借りた方も高齢者になっている。亡くなられたり生活保護世帯もある。抜本的に考えないといけない。分納でも頑張っておられる。それから、町村会、県でも取り上げてもらって、国からの抜本的な解決策を出していただくことを望んで。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第55号、平成26年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

この住宅資金貸付事業特別会計の収支で、収入未済額が現年、過年合計で8,740万7,506円となっております。これは貸し付けた資金を回収できずに一般会計で補填した累積でありますね。これが本来ならば、貸付金ですから利息もかかってくるわけ……。普通なら銀行から借りればかかるわけですけど、一般会計で補填して、それに利息も上乘せしないものがこれだけたまっているということだと思います。

それで、委員長報告でもありましたけれども、これは国の制度としてつくったものを町が事務を取り扱った。ですから、貸し付けの窓口業務を行ったということですよ。この貸し付けに際して、国からの委任という形で町が行った場合でも、町は適正な業務の執行が求められるわけですよ。こういう収入未済を生み出したというのは、当事者はもちろんですけども、町もその審査を適正にできなかったという結果責任はあると思います。それで、そのことについては再三、指摘もするわけですけども、一向に町としてどういう解決をするのかという方針がまだ出されていない。

それと、もう一つ指摘しておきたいのは、担当部署が町民生活課から教育委員会に変わり、税務課に変わって、ことですよ、税務課に変わると。言ってみればたらい回しですよ。これは町の責任のなすり合いでは済まないと思うんですよ。やっぱり町長が総務課にきちんと町の責任を明確にして、この問題を決着つけるんだというきちとした姿勢を示す必要があると思う。いろんな課のたらい回しを行わずに、町長部局の一番町長の責任あるもつでこの問題を図るということを主張いたしまして、反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） 1 番、白川です。議案第 5 5 号について、認定すべしという立場で討論をさせていただきます。

先ほど現年、過年、たらい回しなどという言葉も出ておりますけども、総括討論としまして、今からおよそ 4 6 年ほど前の 1 9 6 9 年に成立した国策としての同和対策事業の一環であったというふうに記憶しております。本来、金融機関では住宅資金などの貸し付けに当たっては、お金を借りたい人の資産、返済能力、また保証人の返済能力、またハイレベルの基準などを考慮して、融通する金額や返済期間を決定するものです。これらの業務を自治体が行うことに当たり、金融機関並みの高いスキルを持たない自治体が事業運営することには、やはり無理があったと考えております。また、貸付金は税と違い、強制力などはありませんので、ただただひたすら無理のない範囲でお願いをするしかないと思っております。自治体には何の瑕疵もなく、関係職員には今後も鋭意頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 5 5 号、平成 2 6 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定

についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思います。再開は40分にいたします。10時40分から再開いたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第8 議案第56号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第56号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第56号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入2億3,968万2,257円、歳出2億3,784万6,287円の決算認定であります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の意見でございますが、滞納が今年度も出ている。根本の一つは、国がやった消費税の増税分による負担増、その状況であれば減免制度を実施すること。料金そのものの引き下げを望む。

賛成意見でございますが、一般会計からの繰り入れが1億以上の繰り入れで成り立っている。担当課としても汚泥処理など、経費削減に努力している。人口が減る中、厳しい経営だが、最終的には実質収支額183万くらいの決算をされています。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。私は、議案第56号、平成26年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。反対します。

理由は、委員長報告にもありましたけども、一つは、大変な数字ではないんですけども、やはり未収納があるということです。

一つは、やはり減免制度をやっぱり図ること、それから消費税の転嫁がされておりますが、これもやっぱりやめることだ。公共料金ですので、これもやめることを求めるものであります。

接続率が86%です。一般財源の繰り入れはなくて、いわゆる町からの繰り入れは、これは法定の繰り入れだというぐあいに考えております。

根本的には、一つは、使用料の引き下げを求める、このことを主張して反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対者の発言でありました。

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。私は、議案第56号に賛成の立場で討論いたしたいと思っております。

まずもって、この農業集落排水事業の特別会計ですけれども、一般会計からの繰り入れが1億1,300万という全体の会計の中の約半数を繰り入れて運営されている、やっとならば収支バランスがとられているという厳しい会計でございます。

反対の議員さんも言われましたけれども、この数字を見ますにとっても料金を下げるという状況ではないというのはわかりだと思っております。知っての上での反対だと思っておりますけれども、さらに消費税のことをおっしゃいましたけれども、滞納分とか未収金を見ますと、特段に消費税が上がったから影響があって滞納、未収金がふえたという状況は、過去の年度を見ましてもそういうことはありません。ましてや、こういう厳しい会計の中でも、ゼロ歳児については使用料を免除するというサービスも取り組んでおられますし、最終的には黒字決算ということでもありますので、この会計の決算については認定すべきということで、私は賛成したいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって採決をしたいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第9 議案第57号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第57号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第57号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入5,218万4,865円、歳出5,151万8,765円の決算認定であります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の意見でございますが、議案第56号と同じ反対の意見でございます。

賛成の意見でございますが、特に農集、公共下水が来ていないエリアの設備が671基くらいあり、接続率も66.2%まで上がっている。一般会計からの繰り入れもあるので、経営努力を認めます。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきまして、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第57号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計の歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

理由は、接続率が66.2%ということですけども、これを上げるには、やっぱりこれは平場も含めてなんですけども、特に山間部の方にお聞きしますと、子供が果たして将来ここに住んで

くれるかどうかはわからんと、新たに投資することはなかなか決意ができないんだという声をいろいろ聞くところでもあります。つまり、言いたいのは何かと言いますと、次世代も住むことができる展望の施策をやっぱりあわせてつくっていかないと、これの普及を図るといことは大変困難な面があるのではないかと思います。

そういう点から、施策を図ることと、さらに56号でも申し上げましたが、減免制度をつくっていく、さらには消費税の転嫁をやめるといことを主張して反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案第57号につきまして、私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど56号でも述べましたけれども、この会計につきましても一般会計からの繰り入れが約半分ぐらいも投入されて運営がなされております。消費税につきましても、当然、支出のほうでも払っておりますし、これを免除するというような会計、使用料を下げるというようなことにはならないというふうに思っております。

また、反対議員もおっしゃいましたけれども、中山間地につきましてはおっしゃるとおり、相当もう皆さん方、頭打ちの状況になって見合わせる方もたくさんいらっしゃる中で、26年度につきましては9基実施した実績が上がっております。全体では525基まで今伸びておることとございまして、さらに環境面、あるいはそういった関係のこの事業を推進していただきたいと思っております。今決算につきましては、そういったことで賛成したいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかの討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号、平成26年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第58号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第58号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入1億8,265万1,190円、歳出1億8,101万3,189円の決算認定であります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の理由でございますが、議案第56号、57号と同じような内容でございます。

賛成意見でございますが、26年度水洗化率93.67%まで上がったことは努力の結果と思う。繰入金7,100万もある中で経営努力を評価したい。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第58号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

理由は、接続率が92.3%となっておりますね。私は、当初これの説明があった時点では、将来的には引こうという考えのもとで希望をされたと思います。しかし、あれからかなりの年数がたちますが、経済情勢によって収入の面でも困難を来しておられる方もおられると思います。そういう点では、植田議員が再三、一般質問で問いますけども、住宅リフォーム助成制度ですね、このようなことをやっぱり施策として内装についての費用が緩和される、そのようなことをやるべきだと思います。あわせて減免制度施策、それから消費税の転嫁をやめることと、それから使用料のやっぱり引き下げ、このこともあわせてやるべきだということを主張して反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。私は、この議案第58号について、賛

成の立場で討論したいと思います。

理由は、先ほども申し上げましたとおりで変わりませんけれども、やっぱりこの会計も一般会計からの繰入金があって収支バランスがとれているという厳しい会計でございます。こういう状況の中で、料金を下げるといようなことには経営上、なかなか困難であろうというふうに思っております。担当課としましても、汚泥の減容化ですとかいろいろな対策を講じて、使用料がどんどん人口減とともに減っていく中で努力をされているところは、非常に認めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、滞納につきましても、25年度、26年度を比較いたしましても特別にふえたというところはございませんし、消費税のために未納がふえるということも数字的にはありませんので、ぜひこの会計は認定すべきと考えますので、よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第11 議案第59号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第59号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第59号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、歳入1億4,071万8,190円、歳出1億4,032万4,206円の決算認定であります。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第59号、平成26年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

日程第12 議案第60号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第60号、平成26年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第60号、平成26年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、事業収益2億1,967万1,458円、事業費用2億2,972万6,866円の決算認定であります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の意見でございますが、料金の差異があること。公正性からいって異議があり、均一にするのであれば低位ですべき。

賛成の意見ですが、低位均一化が理想だが、簡易水道料金を西伯上水と統一し、西伯上水の低いほうへの一本化した。下げて統一した中で、人件費は正規職員1人分で賄っている。水道統合工事9,500万、安心・安全というところで料金にはね返ることなく、着々とされてることを評価したい。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第60号、平成26年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

理由は、先ほど委員長報告にありましたが、旧会見地域、そして西伯地域、これが料金が異なっております。やはり同一の1つの町であれば均一にするのが当然であり、公平な負担するのが当然であります。そういう点から低位で均一を求める、低く、低いほうへ合わせるということ。これは数年来、一貫して主張しているところであります。

つけ加えて言いますが、下水道事業についてでもありますが、以前は水道事業を建設課の中で、いわゆる建設水道課ということで人件費を削減するために行政側が努力しておりました。当然、やはりそのような手だてをとって料金の町民に対する負担軽減を図ること、このことを求めて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。私は、この議案第60号、水道事業会計、認定すべきという立場で討論いたします。

先ほど反対の御意見にもありましたけれども、低位一本化というのは目指すところでございますけれども、私は、一本化というのは検討すべきだとは思いますが、やっぱり経営状況を見ながらどうするのかというところが、とにかく下げればいい、それは安いほうがよろしいかと思っておりますけれども、経営のこともしっかり考えて検討すべきだというふうに思っております。

そういった中で、26年度につきましては西伯簡水、高かったところを引き下げられて西伯の上水と同一にされたというこの努力は、評価すべきというふうに思っております。

また、水道統合事業が今、進んでおりますけれども、やっぱりそういった大きな事業が完了した時点でどれだけの経費が要って、どれだけの今後の維持管理、ランニングコストかかるのかというところもしっかりつかんだ上で、料金の検討というのは必要だろうと思っておりますけれども、このたびの26年度の決算を見ましても本当に厳しい状況の中で決算されております。職員さんにしても正規の職員さんが1人と、もう1人臨時さんがいらっしゃるのでしょうか。これ私、合併してから最低の陣容だと思っております。それだけ努力をされてこういう決算なされておりますので、私は賛成していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終結いたします。

これより、議案第60号、平成26年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第13 議案第61号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議案第61号、平成26年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第61号、平成26年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、事業収益24億3,546万1,986円、事業費用25億3,565万8,192円の決算認定であります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の意見でございますが、この年は消費税分のことがあったが、差額ベッドも少し上げてきた。患者は減ったが、収益が上がっているということは報酬改定もあるが、患者負担増の仕組みを指摘して反対。

賛成の意見でございますが、患者負担増は余りかかっていない。病院が大変。報酬改正、公会計の改正もあった中で1億の赤字が出たところ、公会計を減らしてでも2,000万円の赤字だが、黒字にすべく頑張ってきた。来年も報酬改正の時期、患者さんのことを考えながら従業員のベアアップ以上に収入がふえるように本当に綱渡りですが、全国的にも国保病院は大変だが、赤字を減らすように努力されています。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成26年度の病院事業会計について、反対をいたします。

先ほど委員長が言われたように今回の病院会計は、これ医業収益のところで見ますと病院事業収益24億2,400万円に対し、事業費用が25億2,500万、いわゆる純損益として1億円が出てきているという会計でした。

次に、いわゆる資本的にどうかと見たら、これは資本的収入に対し資本的支出、結果として△、赤字の1億2,900万が上がってるんですが、内部留保資金が3億8,000万近くということですね。そういうことを全体、考えた場合、委員会での賛成討論者にあったように、病院としては比較的健全経営に努力なさっているということについては、それは私たちも評価をしているところです。

ところが、26年度の計画を立てるに当たって26年度の予算を再度振り返ってみたときに、26年度の予算は25年度の当初予算に対して、例えば患者数でベッド数は一緒だったんですけど、患者数が4,200近く予算で減らしてきたんですよ。それはなぜかということ、25年度に外来患者が伸びなかったという理由があったわけですね。そこから見たときに、今回、当初予算で4,000幾ら減らしたんだけど、結果として患者が1年間で3,000人近く減ってきたという現状があったということですね。これは恐らく努力はされたと思うんですけども、結果として26年度予算で4,000近く前年度より減らして現状に合わせたんだけど、3,000人近くの外来患者が減ってきた。これを監査等も指摘してるんですけど、その原因の一つに人口減と、それから高齢者が退院したときに施設入所等での患者がよそに行ってしまうという点を上げられたわけですよ。

私は、そういう一面もあると思うのですが、今回、私たちが反対する一つの大きな理由は、先ほども委員長が述べられたように、結果として当初26年度予算ではこんなふうに患者が減になるかもしれないけれども、いわゆる入院単価、外来単価がそれぞれ上がるので何とかなるだろうと。何とかなるだろうというか、上がりますということ言ってきたわけですよ。

結果として、入院単価は予想していた以上に単価が上がって430円、当初291円と言ってきましたよね。外来患者のほうは551円と言ってたのが430円ぐらい上がって、結果として患者は減ったんだけど、医業収益としては前年比2,542万ふえてきたんだと。1億幾らの大きな、1億のうちの約7割以上は、いわゆる制度の会計の仕組みを制度の変更による特別損失等

を上げたので、7,000万近くあったの1億近くになったんだと、こういうことを言ってるわけですね。

この患者減をどう見るかという点だと思うんです。どう考えても確かに人口減や施設入所の問題があると思うのですが、1万2,000人がいる町の中での西伯病院から見たら、そんなに人数が減るといって人口的にも少なくなってる状況ではないというふうに思うんですね。そういう点で見れば、病院側としては努力しているといっても、病院が成り立っているのは患者が足を運んでいるから成り立っているのではないのでしょうか。

その患者が結果として減っているという状況は、どこに原因見るかという点で見れば、病院内の接遇の仕方はもちろん、働く人々のいわゆる医療に対する姿勢の問題、医療が本当に住民から見えて充実したものが提供できているのかも含めて、やはり私は検討し、住民の声を聞いていきながら改善の余地あるのではないかとこの点を指摘したいと思うんです。

それと、もう一つは、町内にある医療機関との連携をとりながら、西伯病院が地域の診療所や医療機関にも安心してもらえるような病院になっていくためにもドクターを置いたんでしたよね。その効果をも発揮すべきではなかったかというふうに思うわけなんです。

そういう点でいえば、結果として残念ながら住民から見れば、患者数は減ったんだけども病院としては収益上がったんですよというんですけれども、住民から見たらこれは負担増だと。この負担増は、ちょっと厳しい言い方をすれば国が地方自治体の病院のことや診療報酬の改定見たら、全体として医療費を削減するために医療費を上げているものですから、なかなか自治体には厳しいと思うんですが、それを超えるような仕組みをつくって自治体病院が生き残るような仕組みを設けていくべきではないかという点を見た場合、やはり病院の評価を住民がどのように評価するかということを実際に受けとめて改革を行ってほしいという点が一つです。

もう一つの点は、委員会ではこのことを本会議で言いませんと言っておりましたが、申しわけないです。ルール違反しますが、やはり指摘したいのは、県の補助金が入っているのに町の補助金が入っていないという点です。金額にして3,700万近くのお金です。これは利子補助として自治体がした場合に県が補助しますよと言っているのに町は出していないという問題は、どういふところから指摘しないといけないかという、これは去年も言ったと思うんですが、厚生労働省関連が公立病院に関する財政措置のあり方等検討会というのを病院側から出していただいた中に、今後の財政措置のあり方の総論としての5項目あるうちの5個目に、各地方公共団体においては所定の経費負担区分ルールに従い、一般会計等から適切な繰り入れが必要というふうに書かれています。これは一つは、いわゆる地方交付税に入る病院分を病院に出すこと、これはな

っているわけですね。私たちは、数字を検討したことはありませんが、当然出すべき内容であるという点。

もう一つは、県の条例等にも条例要綱に基づいていけば、地方自治体が負担するのであれば県が負担しているといっているという要綱があるにもかかわらず、町が負担しないというのは、これはルール違反だと指摘しなければならない。

加えて言えば、例えて言えば、今度、議案に出てきます土地の無償貸し付けについては、県が、町が無償にする場合、半額出してあげるよといって一緒にやるわけですね。同じことじゃないですか。県が負担しているのですから、やっぱり出すべきだと。これは病院を甘やかすことでも何でもない。ルールにのっとって町とすれば公立病院としての町の責任を果たすということが求められていると思います。

加えて、3,000何万のお金というのでいけば、医師1人以上の金額です。そういう意味でいけば、医師の充実等、医師や職員の充実等を図る貴重な財源にもなりますから、町とすれば即刻これまでの姿勢を改めて出すべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。議案第61号、26年度の病院会計でございますが、賛成の立場から討論したいと思います。

今、るる反対討論されましたが、真壁議員の前段の説明は賛成討論されてんかなと勘違いするぐらい中身をよく知っておられまして、そのとおりでございます。公会計法が変わりまして、普通12カ月予算が今回に限り、16カ月予算になっちゃったんですね。それで、1億円からの赤字に転落しましたが、それを公会計の分の2カ月分削ってでもやっぱり2,000万ぐらいの赤字でしたが、原因は今、真壁議員が言われましたとおり、外来患者数、また入院患者数とも減少傾向でありました。

それは何でだという話からですが、一つは人口減少もあろうと。県下の自治体病院を見ましても、やっぱり同じ傾向がございます。同じパイの人を奪い合いっこいやおかしいですけど、みんなで努力して患者さんの健康を維持するように今、公立病院、または診療所も一緒になって行っておりますが、そこで真壁議員が指摘されたのは、病院の中の接遇とかお医者さんの姿勢がどうなってんだろうかと言われましたけど、私も何回か病院に通っておりますが、接遇はまことに私はいいと思います。先生の患者さんに対する接し方も開業医さんと変わらんぐらい本当に頑張っておられました。それが私が行った科だったかもどうか分かりませんが、その中で少ない

お医者さんの中で本気になって一緒になって頑張っておられます。

これは制度上の大きな問題があらうと思っております。去年、報酬改正がありまして、大変どこも厳しい報酬改定でございました。またそれが2年に1回ですので、来年度ございます。これらの情報をいち早く察知してこれに対応していただきますようにということは常々言っておりますが、今、その体制がだんだん整っているようになっております。またこれ中には入院と手術等したら単価が上がる仕組みになっておりますので、入院単価が上がったと言われますけど、そういうところでやっぱそういうシステムになっております。そのかわり外来の点数等は下がっております。それはジェネリックとか要るということで、そういうことでプラマイ・ゼロにならよかったですけど、プラマイがちょっとマイナスだったと。それは今度の経営努力でされと思いますが、今、最後に言われました本会議で言わないからちょっとと言われましたけども……（「すみません」と呼ぶ者あり）そのとおりでございまして、県の補助金が3,700万入っております。これは県が出したら町も出さないという内容ではなかったはずですが、あれは。

私、これつくった方、一番最初の西伯病院の事業管理者である方がこれをつくられたんですけども、これは県は出しますと。そのときの管理者は町の財政のことも全部知っておられましたので、県は出しますと。町は財源に余裕があったら出して協力してあげてくださいねという内容でございまして、どげでも必ず出せという要件ではないとはっきりお聞きいたしました。けども、こういう赤字になった場合には病院としては本当に喉から手が出るほど欲しいとは思いますが、常に予算要求しておられるようですけども、なかなかそれはうんと言われたいということは厳父の愛だと思ってもらえれば、それを当てにしてせずにも頑張ってお何とか知恵を絞って西伯病院が一人前になってほしいと。

1回これを町の補助金を出したことがあります、五、六年まとまって出したんですが、こんどきは資金ショートしかけたんですね。ちょうど公募債の償還と建物の償還が重なっちゃって、本当に今、内部留保資金のこと言いまして、これがなくなりかけた、なくなって、これ以上になったら完全にもうすってんてんというか、中身がなんなんというところに町がぼっと差し伸べたんですけど、今まだ内部留保資金が3億円ですね、これらを活用しながら、本当に今後、来年が医療改正で、どうも本当にその情報を前もって持って大きな戦艦をかじ切るのは大変でしょうけども、そういうことをきちっとして、まずは自分とこの職員がきちっと生活できることを前提としまして、プラマイ・ゼロにでもなるぐらい頑張っていたいただきまして、この会計を維持していただきたいと。これは可能でございます。去年、おとしまでは黒字でやっておりましたので、こういうことを期待し、またお願いいたしまして賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第61号、平成26年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

日程第14 議案第62号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、議案第62号、平成26年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第62号、平成26年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

内容でございますが、事業収益3,123万722円、事業費用2,918万3,000円の決算認定であります。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第62号、平成26年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定され

ました。

日程第 1 5 議案第 6 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 5、議案第 6 3 号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 6 3 号、南部町個人情報保護条例の一部改正について。

内容でございますが、マイナンバー法の施行に伴い、個人番号を内容に含む特定個人情報についても情報の保護規定が必要なため、改正するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、この制度は情報漏えいなど、国民不安が多い。実務でも準備がされている。税や社会保障、住民の個人情報や行政手続に関連して、地方自治体の根幹にかかわること。住民の不安が高まってきている中でスケジュールありきではない。

賛成の意見でございますが、自治体の根幹にかかわる責任が町にも及ぶのもあるが、セキュリティはきちんとされると思う。国で決まっていることなので、各市町村は努力しないといけない。税や社会保障でもなると思うが、事務コストが減ることを期待して賛成。

賛成者からの意見として、事務遅延も報道されている。個人情報の流出についても町民の不安もあると思うので、行政にしっかりと事務を行ってほしいという意見がありましたので、付しておきます。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 6 3 号、南部町個人情報保護条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

このマイナンバー制度ですけれども、大変大きな問題をはらんでおります。今、いろんな新聞等でも準備のおくれとか業者の負担に耐えられるのかとか、いろんな話が出ておまして、この

問題につきましては、一番大きな問題は、プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権であり、個人情報をもやみに知られることのないようにすべきものでございます。政府が国民に番号をつけて多くの個人情報を一括管理、利用すること自体が重大問題です。マイナンバーを通して大量の個人情報が公務、民間を問わず利用されます。個人情報が芋づる式に引き出され、情報漏えいや成り済まし、不正利用など、プライバシー侵害の危険性が高まることは明らかです。政府はファイアウォール、安全隔壁もあり、個人情報にアクセスできる人も限られる。これは甘利明担当相が発言されていることではありますが、しかし、個人番号を官民が使うという仕組み自体が漏えいの危険を高めるものであります。

年金機構が125万件の情報漏えいを起こしたように、絶対に事故は防げません。来年1月からの年金情報との連結は先延ばしせざるを得なくなりました。にもかかわらず、政府はあらゆる分野への利用拡大を計画しています。今国会では、金融機関の預金口座や健康診断情報にも利用を広げる法律が強行されました。

マイナンバーでは、個人情報を守る仕組みとなっているか、行政機関がみずからチェックする特定個人情報保護評価、PIAを行います。ところが、少なくとも758自治体が決められた手順で手続を行っていないことが判明しています。今なお、2割の自治体で個人情報を保管するコンピューターがインターネットと接続されたままです。予定どおり10月施行できる条件などなく、施行の中止、撤回こそ必要になっています。

主要国首脳会議G7、7カ国で日本のように全員強制、生涯普遍、官民利用の番号制度を導入している国はありません。アメリカ、カナダは任意の社会保障番号、フランスは社会保障番号、ドイツ、イタリアは納税分野の番号を導入していますが、イギリスは……（サイレン吹鳴）イギリスは国民IDカードを導入しようとして反対に遭い、中止になりました。導入したアメリカや韓国では、銀行口座など、大量の個人情報が流出して被害が発生し、見直しに追い込まれました。

日本のマイナンバーは、世界の流れに逆行する時代おくれの制度です。これは中止、撤回する以外にありませんという理由で反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私も個人的には、このマイナンバー法は反対でございます。（笑声）といいますのが、これはもともとは国民総背番号制の流れをくむものでございまして、今現在では社会保障、それから税、それから防災ですか、その辺で使うということになっておりますけれども、将来的に何が入ってくるかわからんということで、非常に

不安はございますし、先ほど植田議員の反対討論でもございましたように、非常に個人情報の漏えいのおそれがあるということは指摘されます。

ですけれども、このマイナンバー法、国会で通っております。そして、施行されております。地方自治体のほうにマイナンバー法に基づくものをやりなさいということが来ておるわけでございますから、やはり地方自治体といたしましては国のそれに従ってやっていかなければ、もしかしたら地方交付税にペナルティーがかかるおそれもございます。なかなか上下負けでございます、やはり地方自治体はなかなか国に勝てないということもございます。そういう意味で、私自身は非常に危惧しておりますけれども、賛成せざるを得ないと……（笑声）ということでございますが、ただし、町のほうは、やはり個人情報の漏えいというのは非常に厳しいものがございますので、担当課、それから担当職員は、特に個人情報の漏えいに対しては、危機管理意識をきちんと徹底して持って当たっていただきたいということを申し添えまして、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この条例制定に反対をいたします。

委員会の中でも審査したときに、今、賛成討論された議員も含めて多くの方が疑問持ったのは、情報の漏えい問題でした。

それで、私の率直な疑問は、情報漏えいというのはもう出てしまったら対策したってできないよねというふうな疑問で、それを歯どめにする方法はないのかということを見ておりましたら、やっぱり出てきたんですよ。

この国会で通った番号法、マイナンバー法ですね、マイナンバー法の第27条では、地方自治体の長を含む行政機関の長等に特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。こういうふうに書かれているわけですね。

それで、多くの例えばこの評価を受けたときにはインターネットで公開するのとしてると、南部町の場合しているわけですか。それを委員会で聞き損ねたんです、正直なところ。それで、もしこの個人評価のいわゆる特定個人情報保護評価を実施しなければ法律違反なのではないかというところが、専門家からも指摘されているという問題の項に出くわしました。そしたら、どうするかといえば、例えば町に求めることは、この条例に基づいて私はもし変えても反対するんですが、少なくとも南部町情報保護条例の中に特定個人情報保護評価を実施する旨を明記しないといけないのではないですか。という点から見て、この条例は国で賛否両論があって通った番号法にも違反する内容になるのではないかという点なんですよ。

少なくとも、委員長、申しわけございませんが、大変重要なことですので、私はできたらこの場で執行部に、南部町はこの条例を出すときにもう10月1日からカードが出ようとしているときに、特定個人情報保護評価というのを実施したのかということをごひ聞いておきたいと思います。もしこの本会議でいなければ、もししたのであれば委員会に報告書があるそうですから、出していただきたい。出してなければできていないというふうにみなすしかないと思うんですが、今の段階ではそれが出ているというふうに私たちはつかんでいないし、委員会でも説明がなかったたので、それは法律違反なので、この条例が不備ではないかという点が指摘する大きな1点です。だから、もし出してくるのであればこの一部を改正する条例に特定個人情報保護評価を実施するという旨を入れるべきだという点ですね。

それと、この特定個人情報保護評価には第三者評価も必要だと。これは国もそうですが、自治体等で条例をつくる場合が必要だということも書かれておりますので、その点についても私たちは説明を聞いていないという点が大きく1点です。確かにそうですよね、出てしまったら終わるんだから、これを入力する前にどんな保護をしてるかというところを出してきていただければ説明にならないと思うのです。このことで、もし賛成議員で知っておれば、そのことを踏まえてお話ししていただきたいというふうに思うのです。

2点目は、町から出してもらった資料にあったように、経費が、国がしてきた番号法にもかかわらず、国が100%負担すべきところを町関連部分については町の負担があるという点ですよね、これもおかしな話です。

3点目には、町にメリットがあるか。どこを見てもほとんどメリットがないわけですよね。かえって仕事がふえてくるどころか、個人情報を集めたら、南部町から出る情報の責任の所在が町にあるということになってくるわけですよね、国が保障してくれるわけでもない。こういうことに本来、自治体としては加わっていく必要があるのかという点でいえば、私は、全国の町村会等が反対の声を上げて不思議ではない内容だと言わざるを得ないのですよ。

そういう意味でいえば、大もとは植田議員が言ったように個人情報、もちろん最大の狙いは何をするかというと、国民の所得をつかむことが一番の狙いで、徴税の強化、社会保障の給付削減に結びつけると、これはもう新聞等でも言われてることですよね。そういうことに進もうとしているときに私たちはあらゆる手段を指摘して歯どめをかけたいと思っているわけです。その大きな一つが、今回の条例では先ほど言ったように事前につかもうとしている事前評価ですね、特定個人情報の情報保護評価を実施していないという点を、項目がないという点を指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） 1 番、白川です。原案に賛成という立場で討論をさせていただきますが、大変討論しにくくなっておりますけども、この制度は、主に行政業務の効率化ではないかというふうに思っております。特に膨大に増加しました社会保障関連と税関連の横断的な効率化対策であり、法律や条例の分野の中でしか使うことは当然できないというふうに思います。

今、反対されました皆さんの懸念されている、いわゆる漏えいなどに対しまして、まず制度面では、番号法の規定以外のものは特定個人情報の収集だとか、取っておく、いわゆる保管をしておくだとか、ファイルの作成というものは、これは法で禁止されているというふうに思います。また、保護委員会による監視、監督も行われるというふうに聞いております。

システム面では、個人番号を直接用いることはなく、暗号化されたものを用い、情報管理を行うというふうに聞いております。いわゆる一元化、1カ所で管理するのではなくて、これまでどおりの場所で、分散管理で行うとしておりますので、一定程度安心をしております。よって、不備のないよう関係職員の皆さんにはお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 6 3 号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 6 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 6、議案第 6 4 号、南部町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第

64号、南部町手数料徴収条例の一部改正について。

内容でございますが、マイナンバー法の施行に伴い、発行された個人番号の通知カード及び個人番号カードの再発行について、手数料を徴収するために改正を行うものです。通知カードが1枚500円、個人番号カードが1枚800円です。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対者の意見でございますが、議案第63号と同様にマイナンバー制度の問題点が余りにも大きいので反対。

賛成者の意見でございますが、再発行カードの手数料の問題なので問題はない。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第64号、南部町手数料徴収条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

委員長報告でもありましたけれども、マイナンバーカードなどの再発行の手数料にかかわる条例の改正ですけれども、マイナンバー法の問題として、先ほど賛成者の方から行政の効率化というやな論点でお話がありましたけれども、このマイナンバーの導入は税の徴収強化、社会保障などの公共サービス抑制を行うのが本当の狙いです。国民の税、社会保障情報を一元管理する共通番号を求めてきたのは財界です。経団連は、社会保障の個人会計をつくり、納めた税、保険料に応じた給付にするように求めてきました。社会保障を権利ではなく、税、保険料に対する対価、自己責任に変質させる大改悪です。そうやって国や大企業の負担を削減していくことを狙っています。既に年金の保険料収納では、徴収業務の民間委託や人権無視の差し押さえなどが問題になっています。共通番号の導入で強権的徴収がさらに横行することが強く懸念されます。国民に負担増、給付削減を押しつけるこの共通番号、マイナンバー制度は廃止する以外にありません。このような理由で反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、この議案に賛成の立場から発言をさせて

いただきます。

先ほど反対の意見で、税の対価として納めた税に応分の社会保障になるといったような発言もございましたが、もしそういう法案が出てきたら絶対賛成できんわけですし、そういうことにはならないものというふうに考えています。

先ほど別の議員からもありました課税のための所得の捕捉ということに関しては、確かに余り個人の所得を事細かに捕捉されたくないという思いも、私自身も多少もしかしたらあるかもしれませんが、皆さん少しずつはお持ちかもしれません。ただ、それによって社会保障の区分が変わったりとかという支出の増は、全て捕捉率の高い方の負担によって賄われるということになって、非常に不公平な運営、運用にもなっているということも、また別の一面では言えると思います。本人が意図してその捕捉をされていないとかということではなくて、意図せずということもあろうかとは思いますが、より公平性を維持した保障制度、税制度となるのであれば、このマイナンバー制度も決して反対すべきものではないというふうに考えます。以上、賛成討論いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 反対です。特に手数料の条例ですけれども、マイナンバーカードをどうしても持たないといけないという語弊、住民に誤解を与えるという点でいえば、やはり指摘しておかなくてはならないと思うんですよ。10月の2日からでしたか、全国の各地に対して通知が来ますよね、自分の番号を含めてね。

ところが、そのことでどうしてもみんながカードつくらなくては、町に出向いてカードつくらなくてはいけないということはないんだということを、この情報も提供する責務が町にあると思うんですよ。そこをしっかりと、どういう制度なのかということと、例えば顔付きの証明書をどないしても持たないといけないのかといえ、そうではないんだということですよ、これ希望者だけです。そういうことも含めて、きちっと住民に説明すべき責任が、私は、国と町にはあると思っています。このことによって、全て国の誘導策に乗って今だったらただで便利ですよとかそういうことではなくて、どういう使い方をして、つくすることもできるし、つくらなくてもいいんだよということも含めて、正しい情報を住民に提供すべきだということを指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 6 4 号、南部町手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 6 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 7、議案第 6 5 号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 6 5 号、南部町税条例の一部改正について。

内容でございますが、町県民税の寄附金控除の対象となる団体を鳥取県が指定したため、町も条例を改正するもので、特定非営利活動法人倉吉鴨水館の追加でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 5 号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 6 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議案第66号、南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 議案第66号、南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

内容は、地方公務員等共済組合法の改正により、共済年金が厚生年金に一元されるため改正するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第66号、南部町職員の再任用に関する条例及び南部町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第19 議案第67号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第19、議案第67号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第67号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について。

内容でございますが、県の特別医療費助成制度の年齢拡大の改正に伴い改正を行うもので、1

5歳から18歳まで拡大するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第67号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第20 議案第68号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第20、議案第68号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第68号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）。

内容ですが、歳入歳出それぞれ8,251万を追加補正し、歳入歳出の総額をそれぞれ71億4,055万1,000円とするもので、主な補正は水道統合事業、三世帯同居支援事業、未来へつながるまち・ひと育成事業、移住者向け情報発信事業、南部町版C C R C検討事業などです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見でございますが、南部町版C C R Cの検討事業と新規の未来へつながるまち・ひと

育成事業は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地域少子化対策強化事業交付金等を使う。この交付金の使い方については、国が示している内容で取り組まれている。先行型の緊急支援交付金で多くのところでは保育料を引き下げたりしている。こういう支援策もとれる。こういう方法しかないのかという点で疑問がある。C C R Cも空き家を使った新しい構想ということだが、うまくいくのか疑問。それから、未来へつながるまち・ひと育成事業についても、今の住んでいる人の望んでいることから出発すべきで、補助金といってもいかなものか。

次に、賛成意見でございますが、地方創生の先行型予算が5事業、小規模急傾斜地崩壊対策事業等も入っている。認めるべき。南部町版C C R Cや未来へつながるまち・ひと育成事業が定住促進対策や広域観光事業に使っていただきたいと言っていますので、この補正は将来につながる大きなものと思っていますので賛成。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第68号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論いたします。

私は、南部町版C C R Cという今回の提案が、委員会で審査をいたしまして、まちづくり会社を立ち上げて、そして40代から50代の起業をされるような人材を南部町に移住していただく、そしてその方々がこの南部町で仕事をして自立していただくというような構想のようですけれども、担当課からの説明を聞いても非常にその実現、可能性に疑問を感じました。島根大学名誉教授の保母武彦氏は、雑誌「住民と自治」で、地方創生に地方自治体はどう対処するかとの論文を發表されています。要旨を紹介します。

片山善博元総務大臣は、地方創生政策を別々の省益と族議員の思惑によってできている。すなわち、省益あって国益なしが実態だと、雑誌「世界」2015年5月号で論評されています。そのことを保母武彦さんも紹介されまして、その上で、そもそも地方自治体は地域住民のための総合行政体であり、たとえ地方が縦割り行政であっても、これを地域で総合化していかなければなりません。

地方創生の人口対策においても、自治体は地域の課題、特徴を見極めて、政策、横断的な基本目標と基本方向を明確にする必要があります。それが何かは地域により違いますが、少なくない

自治体で共通する重要課題は、次の2項目ではないかと考えます。1、大都市圏中心の成長戦略に従属させられてきた地方の従属的社会経済構造の転換。2、地域の持続、可能性を担う次世代の人づくり。地域課題を明確にする作業は、総合振興計画やその他の地域計画を策定する場合と同じです。創生本部が提示している個々の政策メニューを拾うだけでは、各自治体の基本問題を解決する大もとの政策を見失う危険性があります。

地域社会の再建計画は、故宇沢弘文氏の社会共通資本の枠組みが参考になるでしょう。それは、1、自然環境の保全と再生。2、社会的インフラストラクチャー。3、制度資本、教育・医療・福祉、町村制度や集落コミュニティなどの3つの範疇から成り、そのバランスある整備が目標となります。創生法などには自然環境の保全と再生は言及されていませんが、正当な位置づけを与えることができます。

地域産業の振興政策は、地域資源活性型の内発的発展方式が広く承認されてきています。これを施策のベースにするとよいでしょう。地域産業の振興は、次の3つしかありません。1、地域にある既存の産業、企業を伸ばす。2、地域に存在しないが、必要な業種、企業を地域の力でつくる。3、1もしくは2もできない場合には、域外からの企業を誘致すると述べられておられます。この提言を参考にして南部町版C C R Cの施策を検討すれば、そのどれにも当てはまらない必然性の極めて乏しい政策だと言えます。

企画政策課に具体的な構想の説明を求めても、極めて曖昧な回答しか得られませんでした。このような計画では、民間企業では絶対に計画のゴーサインは出ないことは確実だと思います。仮に銀行にこの計画を説明して融資を求めても、融資は見込めないものと思います。多額の税金を無駄遣いにするようになる、こういう強い懸念を感じております。このような立場で反対を主張いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。きょうは初めて発言させていただきます。なかなか出番がなかったのでよくまとまっておりませんが、発言させていただきたいと思います。

先ほど植田議員の反対討論、聞いておりました。従来から言われてきているようなことではないのかな、安全策ではないのかなというふうに感じました。

特にC C R Cにつきましては、委員長報告にありましたように将来につながるということ、それが大きなポイントだと思います。将来を見据えてこういうこともやろうというような意気込みを感じます。

それと、もう一つ、息子の同級生でございます。40歳になられました。この南部町の方ではありませんので、我が町から人口が出ていくという話ではありませんが、突然、違うことがしたい。奥さんと子供を連れてさっさと自分のこれからの方向に向かって、自営だった仕事もやめて出ていかれました。このように今の社会は従来どおりとは随分と変わってきております。個々の人の考え方が非常に柔軟になっております。

それと、今までは都市中心だったのが里山回帰といいますか、自然の姿にあふれた、そのようなことに憧れを持ってきておられる方も多くございます。そういうことの一例として、我が東西町にも普段は奥様と都会に暮らしていらっしゃるんですが、月のうちに半分ぐらいはお母様のいらっしゃる実家に帰ってきて広い畑を耕していらっしゃる、そういうふうなことで楽しんでいらっしゃる方もあります。このように従来の枠組みではない世界がこれから始まってまいります。

また、今までは型にはめられてそのとおりであったというのが、私たちが本当にこれからあります戦後70年というこの平和なところを謳歌してまいりますと、より自由に羽ばたいてまいります。そういう中であっては、私は、今後CCRC、この構想、特に40代、50代というふうに幅を国のほうも広げられたというふうに聞いておりますので、期待してもいいのではないかと。また、期待するだけには汗もかいてもらわなきゃいけません。そういう意味では、みんなが一緒になって考えていくべき新しい取り組みということで、私は賛成いたします。

それと、一般会計補正予算、この中には医療費の小児医療について対象年齢を、中学校卒業までを高校卒業年度まで拡大する、そのようなことも含まれておりますし、ほかにも新規事業ですね、未来へつながるまち・ひと育成事業、このような町がお金を出さなくても事業ができるような、そのような項目も入っております。

そしてまた、教育委員会関係におきましても、不登校の子供の対策、引き続きということで、とても大事に見守ってあげなきゃいけない、そういう緊急なことについての予算とか、それからコミュニティー・スクール、新しい段階に入って小学校単独から、これからは中学校区で広げていこう、ますます充実を見せていただける事業になっております。それと、保小連携事業、これも進んでまいっております。このように教育関係事業もたくさん入っております。

不安だけで物事は解決できません。子育てというのは不安もあります。我が子に対しましても、この子が大きくなったらどうだろうかということも不安を抱えながらも、それでも期待を持って子育てはしてまいります。このように初めから反対するのではなくて、何かいいきっかけは、そういう情報は提供しよう、そのような心構えで人口減少の事態に私たちは取り組んでいくべきではないかと思っております。そういう意味におきまして、この9月の補正予算、一般会計につきまして

は賛成といたしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算に反対です。

先ほど言われた補正予算の中には、なるほど、住民の生活にかかわる項目もあるものですが、それら全てを反対と言っているわけではありません、何回も言うように。一括審議するものから、問題点のあるところを指摘して反対をしています。そのことで全て反対することではないということをまず最初に断っておきたい。もしそれがいけないというのであれば、1項目ずつ言ってくださったら幾らでも討論しますので、そういうふうに変えてもらっても結構かと思えます。

私が反対する一つは、先ほど植田議員が指摘した南部町版C C R Cの検討事業、ここで特に委員会で問題になりましたのは、まちづくり会社の運営についてですね、ここでは触れられていませんが、当然出てきたのが、まちづくり会社が今後どのように運営されて、その財源、どうなるのかという点についても説明が非常に乏しかったという点ですね。

例えば若い人を人口増のために呼び込むというのですが、今の問題点で空き家問題というのであれば、住民が言っているのは、今、空き家になっている家の方で都会に住んでる方に直接連絡をとって、どういう希望があったら帰ってきたいと思うかというようなことを聞いてみたらどうかというようなことも言ってるわけですよ。それとか、私の身近な方でも、こちらへ帰りたいた人は適当な住むところがなかったとって、伯耆町に出たところのケアつき住宅かな、そこへ住む方なんかいらっしゃるんですよ。なべて、町出身の方で帰ってきてもいいんだけど、どんな希望があるかということを、私は聞くのも一つの方法ではないかなというふうに思ったんです。

それと、やはりどう考えても帰ってくるのは、全国的に見て東京等に行かれて声かけても、たくさん人が来られるかどうか知りませんが、やっぱり縁のある方が、この地域、縁のある方が一番帰ってこようかなと思う率が高いと思うんですよ。そういうふうな具体的ところに絞りがらやっていかなくは、なかなかこういうふうにしても成果が出ないのではないかなというふうな気がして仕方がないわけですね。

そういう点でいえば、このC C R Cの検討事業というのは、とりわけ株式会社コミュニティネットですね、この現地視察に行くと言いますが、町はやりたいと思ってることも、高齢者住

居を建てたもん見てくるというだけでは何ら参考にならないし、どうしても行き当たりばったりという感が否めなかったという点を指摘しておきたいと思います。とりわけこのようなC R Cの検討事業とか地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金等を使う分については、一般財源を持ち出さないようにぜひとも努力していただきたい。

例えばこのページの隣にある移住者向け情報発信事業等についても、もうできたらこういうのは一般財源じゃなくて、該当するのであれば交付金でやっていったほうが町とすればお金の使い方、メリットあるのではないかと思うので、その辺、ぜひ工夫してほしいということです。

それから、もう一つ、委員会でも指摘させてもらったのは、未来へつながるまち・ひと育成事業、これは地域少子化対策強化事業交付金を989万9,000円該当して、もう一つの交付金ですね、地方創生緊急型と一緒に151万入れて、合わせて1,141万を使った新しい事業だという点なんです。これを見て感じるのは、未来へつながるまち・ひと育成、どうして子供がふえないのか、少子化なのかの大きな原因は、非正規雇用の拡大で結婚がしにくくなったことと、教育、子育てにお金がかかること、この2つだということは今の政府の課題でもあるし、明らかかなことではないでしょうか。だとすれば、南部町でも非正規雇用の拡大、非正規雇用をどうしてなくしていくかということに取り組むことと同時に、お金がかかっているという子育て、教育を応援すること、ここに絞るとするのが特別な案でもなく、当然なすべきことではないかと思うのですよ。

今まで取り組んできてもわかるように成功してる例としては、隣にある三世代の同居支援事業、これは思ったよりも成果が上がってるわけですよ。あと、病児保育も思ったよりたくさんの方があった。あと、高校生の定期券の半額補助については、今後10月から回数券にも広げるようですが、こういうことについても住民から支持されているわけですよ。

私は、今、住民がここへ住みやすく今後につながる大きなヒントがあるんじゃないかというふうに思うわけですね。そういうことを考えた場合、地域少子化対策強化事業交付金が、約1,000万が手を挙げたところに来るという使い方が、何とかこのように対応できるようにならないだろうかと思って見たときに、皆さん、執行部も持っておられると思うんですが、この事業実施に当たっての留意点でいろいろ書いてあるんですけど、個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費は対象外としていると、こういうことで個人等への負担軽減をやめているのではないかと思うんですけども、例えば学校給食費に支援したりとか、保育料を安くすることは、これには該当しない、給付ではないからね。できることではないでしょうか。多くの自治体がこれを使って直接にやったら真新しい事業ではないから、それは認められな

いんですよね。

例えば学校給食でいえば、食育で地元産の食品を、地元産の野菜や米や使っていくことと食育と兼ね合わせてそれに補助していくということになれば、学校給食費の補助になりませんか。そういう使い方をして提案して、今、大もとになって苦しんでいる子育ての負担感の軽減をするための実際的な手を打つことのほうがはるかに有効ではないかと思うわけですよ。過去何年間かの町の施策がそれを示していると思いますので、そのようなやり方に変えていくべきだというふうに私は考えます。

この中で使っていく1,000万ですね、とりわけ2つ目の地域活性化の先行型のお金を使う育児パッケージ開発事業、これは言ってみたらすぐ役に立つなと思ったんですけども、あとはどうしてもソフト事業ですよ、それも委託事業、こんなことにお金を使うの、非常にもったいないと思いました。

そういう点でいえば、今からでも遅くないともいますので、変更も兼ねてできる限り、先ほど言った非正規雇用をなくするための努力、中に幾つかありましたけど、そのための具体的な手だてに使えないかという工夫と、子育てにお金がかかる、教育にお金がかかるということについて取り組んでいくという内容に変えていくべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この一般会計補正予算ですが、賛成の立場から討論させていただきますが、この27年の9月補正は、今、るる言われましたけど、大きく、主なものは今、真壁議員がるる言われました未来へつながるまち・ひと育成事業、移住者向けの情報発信事業、南部町版C C R C 検討事業、定住促進対策事業、広域観光推進事業、小規模急傾斜地崩壊対策事業等、目立ったものはそういうものでございますが、そればかりだなしにいろいろありますが、その中で今、論議になっているのが南部町版C C R C、これは後で述べたいと思いますが、その中の一つが今、真壁議員、るる言われました未来へつながるまち・ひと育成事業、今、真壁議員が言われたとおりのことが提案理由として入っております。

それはどういうことかといいますと、非正規職員、長時間労働、核家族、ひとり親家族等の養育的支援が必要な家庭がふえております。保護者や行政だけの問題ではなく、地域全体で子育てを支援する仕組みづくりが必要であるために国の10分の10の予算を使ってこれらがなされる。一つは、ライフデザイン事業（地域少子化対策強化事業交付金）、2番目が南部町版育児パッケージ開発事業、3番目が未来へつながる人材育成事業、4番目が子育て応援企業育成事業、5番

目が子育ては親育ち！成長と学びのプログラム事業、6番目が子育て応援団育成事業、これは今、眞壁議員がやる本当に地域の課題というか、こういうところへ使ったらええだないかというのがここに入ってんです。だから、間違っただけでなく、間違ったことしてないような気がします。

その中で、一番私がここに力、注目したのが、4番目でありました子育て応援企業育成事業なんです。要は、イクボスというやつで、南部町で事業をしておられます原工業団地の大企業から始まって、ちっちゃな中小企業込めて、南部町におられる企業しておられる方がイクボス宣言を、ぜひとも行政の力でしていただきたい。そこに働いておられる若いお父さん、お母さん方が我が家の悩み、病気、子供が風邪引いてちょっと大変なときに堂々と手を挙げて休んでいいよと、あとは私たちがこれ頑張るからなという、そういう企業にしよう、今回これでみんなで助け合ってやりたいという、これは私はこれにすごく期待をしております。ぜひともこれにさせていただき、頑張っておイクボス宣言できる企業をつくっていただきたいと。そしたら、今、言われた方々が本当に働きやすい町になるじゃない、企業になるし、自分たちになるんじゃないかと思っております。

もう一つは、一番びっくりだし、大事なものは、小規模急傾斜地崩壊対策事業ですね。2カ所ですけれども、レッドゾーンがあります、南部町でも。そんこの2カ所に測量設計をつけて、その対策をするという事業がここへ入ってるんです。初めて入りました。皆さん本当にレッドゾーンところは今回の大雨とかあんな来たとき、やべえなと思ってるところはたくさんあるのが、今回2カ所ですけれども調査事業が入ったと、そういう補正の中でございます。

南部町版C C R Cについて、るる反対のことを言われましたけども、縁のある方とかまちづくり会社がそんな空き家の件とかケアつき住宅云々言われましたが、一つ、植田議員が言われましたね。片山前知事だと思えますけども、省益があって実益なし……（「国益」と呼ぶ者あり）国益か。国益なしと言われて、私は、やり方に実は、すごくこれ益があるんです。だから、国が最初進めておりましたC C R Cは、特に東京ですけど、高齢者を今、眞壁議員、言われましたケアつき住宅に移住させて、そこで一つのコンパクトシティのようなものをつくるというのが大きな最初の構想でございましたが、これは鳥取県西部や鳥取県、また南部町にちょっと合わんなど思っておりましたところ、南部町版C C R Cというのが今回補正で出てまいりました。まちづくり会社をつくって地域のニーズに合った人をそこに呼び込んで、その地域でその地域に入った人がその地域を活性化して元気づけるような人をリクエストして呼んでくると、これは今までのC C R Cの考えと全然違うんです。これがやっぱ南部町版C C R Cの一番の特徴、私は成功すると思えます。

これは7つの振興区でも7つありますが、7つの振興区ごとに地域のニーズとか全て違うんです。そのニーズに合った人を公募して都会から来ていただいて、真壁議員が言われました縁のある人でも結構です。その人の活躍できる人、要はニーズに合った人で活躍できると、それによって地域が活性化して、また商業であればその人が来たおかげの発想とか、いろんなアイデアで地域の商店が活性化して収入が上がる、収益が上がる、そのような人を南部町版C C R Cは公募して来させると。国が言ってるようなそういう人をつくって、コンパクトシティーのようなものをつくるとちょっと違う。

これは今までいろんな情報を得た中では、こういうC C R Cは聞いたことがない。それで家をつくるんじゃないに、その地域にある空き家を利用してその地域に溶け込んで自分も活躍できると。その人が来たおかげでその地域も活性化する、また地域住民が明るくなる、また地域の人が商品とか、例えば農業・林業が少しでも、一步でも前進できるようなそういう人を全国に発信して公募して来ていただくという、これは南部町版C C R C、本当に全国あんなないんじゃないかなと私は思っております。これが本当の南部町版C C R Cであると私は思います。こういうことで銀行が融資しないと言っておられましたが、銀行は南部町版C C R C、また南部町がC C R Cに手を挙げた、それだけで銀行が動いております。実際に動いております。すごい金が動きますので、これは私はこれとして南部町版C C R Cはぜひとも進めていただきたいということと、あとは国が進めている会社が、一般会社とかN P Oとか、また社会福祉法人ですが、そういう人やちがそういうC C R Cをつくって、都会からそういう人たちを呼んできて南部町でつくりたい。ならば、私はそこで一つのコミュニティーとかそういうのができるんじゃないかと思う、コンパクトシティー。ただ、先、次、サービス高齢者住宅つくってそこに住まわせるだけじゃまた能がないと。そういうところで集まっていたら、コンパクトシティーをそういう会社につくってもらうだけでも、私は町としてはおもしろい活性化になるような気がいたします。そういうことで、今回の南部町版C C R Cというのは国が進めてる地方創生の先駆切ってるんじゃないかと、このように私は思っております、この補正予算については賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 6 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 1、議案第 6 9 号、平成 2 7 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 6 9 号、平成 2 7 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

内容でございますが、水道統合事業に係る収支を補正するため、資本的収支の予算額 1, 7 1 0 万 9, 0 0 0 円補正するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 9 号、平成 2 7 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 7 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議案第 7 0 号、平成 2 7 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第70号、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。

内容でございますが、固定資産購入に係る企業債990万円の減額補正であります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第70号、平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第23 議案第71号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第23、議案第71号、土地の無償貸付についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第71号、土地の無償貸付について。

内容ですが、原工業団地における町有地をNOK株式会社鳥取事業場に無償貸与するためのものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見でございますが、無償で貸し付けることもできると思うが、要綱が必要と思った。無償にして一般公募するのではなく、今回の場合は特定して相手を決めて、そのために町がお金を出して土地をつくって、それを無償にすると言ってる。そういう場合もあるかもしれないが、根拠が必要と思う。条例に基づいてできるのだったらいいが、そういうものをつくらないといけ

ない。貸し付け理由で東京証券一部上場とあるが、地元の人から言われたらどうするのか。そういうことがあったら、公共自治体、地方自治体は公の財産だから公平に対処しないといけない。入札もなく、こう決めるための整合性のつく条例と要綱をつくっておかないとできないことだと思う。

賛成の理由でございますが、関東のほうから企業が誘致できることはいいと思う。ほかのところでは県外からの企業誘致で建屋を何十億もかけて無償でしている例もある。少額の投資で大きな利益を生むということで賛成する。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第71号の土地の無償貸付について、反対をします。

今回の提案は、貸し付ける土地、南部町原に合計面積1万1,783.1平方メートル、これを無償で貸し付ける、10年間を限度としてですね。貸し付けの相手方がNOK株式会社鳥取事業場という提案です。

貸し付けの理由として、東京証券の取引所一部上場の南部町の誘致企業であること。今後の事業展開により、工場増設及び雇用の拡大が見込まれ、本町の経済的発展や地方創生の取り組みに大きく寄与すると、こういうふうな議案書になっているわけです。

委員会でも指摘をさせてもらったのですが、以前から企業誘致、原工業団地については、数年前、もう10年以上前になるのでしょうか。町が土地開発公社を貸してつくった土地を買っていたいて、その土地ののり面崩壊したときにこの負担を誰が持つかということで、当時何百万で買ったけ、そのお金を出してきた経過があるんですよね、買い取ってもらった企業側からの要請に応じて。そのときも議会や庁舎内で論議になったのは、何らかの要綱がなくては出せないのではないかということであったと私は記憶してるわけですよ。そのときから工業団地や企業誘致については、来てくださることは大いに結構だけれども、そこでやはり多額の町財政の投資したりとかするような場合もあるので、要綱をつくってきちっとどのような企業が来ても対応できるような仕組みというのが必要ではないかということを感じてきたのが、皆さんも同じ気持ちだったと思うんです。

今回、この貸し付けの理由ですが、いわゆる無償貸し付けの理由は何の理由かという、一番

端的に言えば、鳥取県工業団地再整備補助金を活用したからじゃないんですか。ここでは売った場合は出さないけど、もし無償にするんだったらその半分出しますよと言ったのでそうしましたということですね。であるならば、県が本当にそういうのを持っててするのであれば、そういう提起をきちっと明記しておくことではないでしょうか。もしこれが今回の貸し付けの理由だけで相手がどんなんであって今後の展開見込まれるとか、一定の判断する根拠のないものを出せば、今後誘致企業等があった場合、どのように対処するのか。全て無償となるのかというようなことも出てくるわけですね。

そういうことを考えたら、取り組みに当たっては今回の無償貸し付けにどういう場合だと無償貸し付けになるのかということもきちっと明記しておく必要があるのではないかとこのように思うわけなんです。それをどうしてなさらないのかすごく不思議なんです。きちっと定めたらええんだと。

例えばそれに定めるに当たっては、もしそうするとしたら県のこういう制度を使った場合に無償にするんだと、そのときにはどのような協定を結んでおくのかということもちゃんとできると、無償で提供した土地だ、その土地が説明にあったように建物を建てられない土地なんですよ。ため池を埋めたから建ったら危ないのということになりましたよね。車を降りた場合、何らかの大きな集中豪雨があってそこが崩れた場合、誰が責任持つのかという問題も当然出てくると思うんです。そのような決まり事についてでも、今回無償するに当たってのこういうふうな貸し付けすることになる場合でもそういう何らかの協定をきちっと出してきてくださらないと、ただ無償貸し付け、これでいいだろうと来たら、次はどんな条件で、どんな場合で無償貸し付けになるのかということもわからんわけですね。そういう意味でいえば、その辺のまずは一番、その指摘ですね。そこをきちんとして出してきていただきたい。なぜかという、ただある土地を貸した、あの無償貸し付けである今回は町のお金を出して、土地をつくってそれを無償に貸し付けするんですから、それはやっぱりその分はきちっとしなければいけないのではないかとこのように指摘です。今からでも遅くはないので、協定書の内容ですね、それから無償貸し付け等をする場合についての要綱等をつくるべきだということも指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井隆です。私は、この無償貸し付けについて賛成の立場で討論させていただきます。

このNOKの事業拡大ですけれど、ことしの5月から池を埋め立ててということで議会のほう

に提案されて、その後、工事発注も行われ、今、順調に埋め立てられて、今年、ことしの末には平地も完成する、もうちょっと早いかもしれません。その後の利用についてなんですけれど、このたびNOK株式会社さんに駐車場として使っていただくということです。

やはりまず、これがなぜそういうことになったかということ、事業拡大の工場の増設を行う、また鋳物工場も町のほうに進出をされるという大きな町にとってはメリットがあるのではないかなというふうに思います。その建てる場所も今、使っている駐車場、土地もしっかりしてきて、地盤もしっかりしてるところに工場を建てて、その社員の方々の駐車場を、じゃあ、どこにするかということで、このたび2つの池を埋め立てて駐車場にしたわけです。

この駐車場を埋め立てたことによってまず1つ大切なことは、町のその下のほうにあります田んぼ、集落の安心と安全がまず確保されたという点、それと工場進出によってその駐車場を埋め立てたため池のほうに持っていくという2つの大きなことがあります。工場の進出によって社員の方もふえてくる、従業員の方もふえてくる、もちろん町内の雇用もふえ、町内で住む人もふえていく、特に若い方がふえていくという可能性を十分に持ったことだと思います。

次に、なぜ無償なのかということもあると思いますが、これは最初、5月にいただいたときに効果のシミュレーションというものをいただいています。これは固定資産税と町県民税のこれからの流れです。これがまず、固定資産税については、3年間、NOKさんは工場進出ということで免除になります。どこの町村でもこういったことはされ、さらに進出するための補助金なんかも出している。鳥取市では何億というお金も出しています。免除されますけれど、平成32年にはTVC、そしてNOKさん合わせて5,000万の固定資産税分が入ります。そして、町県民税については、工場進出で社員の方がふえる平成29年ごろのめどですが、その時点で今まで約1,000万だったのが、あと250万ぐらいふえるというシミュレーションを提示していただきました。

そういった面からいけば、10年間無償でその場所を提供して使っていただく十分な効果はあり、それ以降にも多大な貢献をしていただける。今、地域創生、言われています。若者の支援、言われています。若者が特に南部町へ入ってきてくれるという期待を持てる優良企業NOK、そして鳥取ビブラコースティック、しっかりと応援をしていく町としては責任もあり、議会としても責任があるという点から、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 賛成者の討論は反対意見と全くかみ合っていないですよ。何を反

対理由に……（発言する者あり）討論してるかといえば、町が公平、公正な基準を明確にして行政を行うべき。そのためには要綱をきちっと整備しなさい、そういうことを言ってるんですよ。無償貸し付けがいいとか悪いとかそういう話をしてるわけではありません。町の公平、公正な運営のあり方を議論しております。そういうことを言いまして、反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号、土地の無償貸付についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第24 議案第72号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第24、議案第72号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第72号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について。

内容でございますが、健康増進施設改修事業の実施に伴い、辺地計画の変更が必要となったためです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託していただきましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第72号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 5 陳情第 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 5、陳情第 6 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 6 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長の米澤でございます。陳情第 6 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 6 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について、民生教育常任委員会で審査をいたしましたところ、全員一致で採択と決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 6 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 6 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書を採決いたします。

委員会の報告は採択でありました。本件を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

日程第 2 6 陳情第 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第26、陳情第7号、憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」（別称：戦争法案）に反対する意見書の提出について（陳情）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 4番、板井隆です。陳情第7号、憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」（別称：戦争法案）に反対する意見書の提出についての陳情ですが、総務経済常任委員会で審議の結果、賛成多数で採択と決しております。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。原案に反対の立場で討論をさせていただきます。本議場には日章旗もありますので、粛々と堂々と……（笑声）討論をさせていただきます。

まず、この法案はもう今、可決をしまして法になっております。この国論を二分した大きなテーマだと思っております。国の採決に当たりまして多くの若者が賛成、反対、それぞれの立場で政治に参加をしてくれました。そして、来年からは18歳以上の若者も政治に参加をしてくれます。よって、このたびは若者向けの発信討論をさせていただきます。ビッグなテーマなので少し整理をしながら討論をしていきます。

まず、憲法、敗戦した翌年、つまり1946年、GHQ占領下にありました我が国は、第90回帝国議会において憲法のもとになりますマッカーサー憲法草案を上程し、一部修正を加え、可決をいたしました。修正箇所は、憲法第9条でありました。9条は前段と後段とがあり、前段のほうはあの大战を振り返り、侵略戦争はもうしませんよと言っており、後段は陸海空軍その他戦力は持ちませんよとあります。ちょうど前段と後段のその真ん中に「前項の目的を達するため」という一文が加えられ、よって侵略戦争をするための戦力は保持しませんよという内容に変わりました。しかしながら、有事の際、誰がどのように国民の命を守るのかというテーマは加筆され

ませんでした。このことが今日に至るまで国防論を二分するきっかけになってきました。

次に、集団的自衛権にも触れておきます。我が国では集団的自衛権がえらい悪者になってしまいましたが、決してそんな悪いものではないと思っております。集団的自衛権の出生についてもちょっと発言をしたいと思います。

もともと国連憲章には書かれてなかったんですね。これは1951年ごろになって中南米の国々から国連安保理へクレームが出ます。拒否権を持つアメリカ、フランス、イギリス、中国、当時はソ連の5つの国にのみ有利であり、我々弱き国には何のメリットもないとのことでした。このことは国連脱退国の続出が心配され、国連の危機なのではないかと言われました。

安保理はすぐに委員会を開き、国連行動には時間がかかるので、それまでは仲間同士で協力し合って守り合ってもよいですよと結論づけました。これが集団的自衛権であり、第51条に付されます。この集団的自衛権は、国連の危機を救ったとも言われています。よって、決して悪いものではなく、今、世界は集団的自衛権を主流にして抑止力バランスを保っているわけです。

ただ、注意して議論してほしいこともあります。私たちは、義の国、侍の精神にのっとり、PKOや人道復興支援などは国是としています。世界の国々の中には、PKOなども集団的自衛権の行使と位置づけている国も多くあります。それはなぜかというと、私たちが助けた他国の子供たちが将来大きくなって兵士になったらどうでしょう。集団的自衛権の中で間接的に他国を守ることになるんです。しかし、私たちは、国是として間接的集団的自衛権を平和的、人道的なくくりに位置づけてもうスタートを切っているんです。つまり、集団的自衛権は、皆様が考えているよりはるかに広大なものであり、よって我々はこの中から選択し、何と何ができて何と何ができないかを明確にしなければならなかったわけです。

さきの真壁議員の一般質問の中で、町長の答弁において日米安保が集団的自衛権ということと言われました。国際法に守られた我が国の領土・領海、その上に存在する領空、この前の中に他国を置いて他国を守ること、これすなわち間接的集団的自衛権の行使と考えております。つまり、集団的自衛権というのは2つあって、今、議論をしているのは直接的なほうなんですよということをお若者にも伝えたいと思います。

もう少し整理をしたいと思います。与党も野党も過去の答弁ということを中心にして議論をしておりました。過去の答弁というのは、1981年5月26日の通常国会であったと思います。当時の社会党の稲葉議員がこう質問をしました。国際法上、集団的自衛権と知っていることはよくわかったと。では、国内法上は持っているのかという御質問でした。それに対し、当時の総理大臣は鈴木善幸総理、鈴木善幸総理及び内閣法制局長官は、こうお答えになったと思います。我

が国の憲法上、集団的自衛権を持っているかということでございますが、行使については一切できません。ゼロでございますというような御答弁だったと思います。ここの部分なんですよ、野党の皆さんが、ほら見ろ、やっぱり言ってるじゃないかと言ってるわけです。

ところが、よくよく聞いてみますと、与党の議論もいろいろあるわけですし、この稲葉さんは、稲葉先生は、集団的自衛権を持っているかと聞いてるんです。行使のことは聞いてないわけです。何を根拠に行使ができないと言っているのかということにお答えになっていないので、これはダメではないのかというような御議論なんですよ。この話は私もずっと前から聞いておりましたけども、いつまでたっても自衛論、線路みたいなもんですんで、もう交わることはないということだと思います。

さて、今回、2つの法案が出されておりますけども、一つは10個をワンパックにしたものでして、大変わかりにくいものでした。そこで私は、ちょっと考えましてサッカーとボクシングに例えます。

日米はサッカーチームのように役割を決めて、有事の際のオペレーションに当たります。日本はゴールとその周辺を守り、アメリカは中盤と前衛を守ります。アメリカのウエートのほうが高いことがわかるでしょう。近年の世界の軍事戦略、技術、兵装は日進月歩です。（「一緒にチームだ」と呼ぶ者あり）

ボクシングに例えれば、我が国は相手のパンチを遮り、また払うことしかできません。法的にも能力的にもひたすら受け身でなければならないんです。相手が力尽きるまでディフェンスに専念するんです。自衛隊は相手にパンチを入れる能力がありません。つまり、戦力、投射能力持っていない偏った組織なんです。しかし、近年のパンチ力は皆さんも御存じのように一発食らえばノックアウトされてしまうぐらい強力なものなんです。日本は焦土と化してしまうんです。そうならないようにアメリカの持つ抑止力を効果的に行使しながら、今まで以上に連携をしていかなければなりません。情報戦と言われる今日、あらゆる情報はアメリカからもたらされるんです。

もう一つの法案は、明確なイデオロギーを持っていると考えます。憲法前文の精神にのっとり、我が国の進む未来は一国平和主義ではなくて、世界が平和であるからこそ我が国も平和を享受できるという理念のもと、日本の支援を待つ世界の人々のもとへ平和の精神と民主主義をセットにした具体案を届けに行くこととなります。決して戦争をしに行くのではありません。

この70年を振り返れば、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍んだ時代、経済復興を目標に技術立国として磨き上げた時代、あの大战から多くを学び、世界平和に貢献するための準備をしてきた時代、長い時間を経て我々は国連安保理の精神にのっとり、その殻を破っていよいよ世界の

ステージへ飛び出してまいります。以上、討論を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 白川議員が何を言っておられるか私にはよくわかりませんでしたけども、結局、日本の国というのは憲法を最高法規として、これは国の国家権力を縛るものだというまず大前提があるんですね。憲法学者の方は、法制局長官、それから最高裁判所長官経験者などが今までずっと、昨年の7月1日以前は当の自民党が絶対できないと言っていたことを、昨年の7月1日に180度解釈を変えて、この憲法9条を変えなければできない集団的自衛権行使をあの一遍の閣議決定で勝手な解釈をしたんですよ。これに対して国民は怒っているんですよ。ですから、いろんな議論で混乱してはいけませんよ。そこんところが一番柱にないと話が混乱するので、日本の法体系というか国を、法的安定性という言葉もありますけども、憲法を基軸としたこの法体系を崩すのかどうなのかというところがみそなんですね。まとまった文章を読ませていただきますのでちょっと長くなりますけど、聞いていただきたいと思います。

「過去の戦争への反省もなく、深みのある議論もなく、先人や先達が積み重ねてきた選択への経緯もなく、またそれによってもたらされることへの責任と覚悟もないままに、この解釈改憲を実行するならば、将来に重大な禍根を残すであろう」古賀誠元自民党幹事長の言葉です。

歴代政権の憲法見解の根幹を180度転換し、数の力で押し通すことは、立憲主義の破壊、法の支配の否定であり、断じて許されるものではありません。

衆参の国会審議を通じ、政府の論拠はことごとく崩壊しました。最高裁砂川判決には集団的自衛権への言及はなく、引用部分は判決を導き出す論理とは直接関係のない傍論であることを政府自身が認めました。

安倍総理は、ホルムズ海峡での機雷掃海を、衆議院では集団的自衛権の行使の典型例として挙げ、それ以外は念頭にないとしていたのに、参議院審議の最終局面で現実には想定しないと全面撤回したではありませんか。

米軍等の武器と防護の想定を新設し、平時から米軍の空母や爆撃機の護衛を可能としていることも重大です。地理的・時間的な限定なく、国会の関与もなく、防衛大臣の判断一つで集団的自衛権の行使に踏み込むことを可能にするものであり、到底許されるものではありません。

集団的自衛権は、先進国が海外での権益を守るために考え出された概念であり、アメリカの主張で国連憲章に盛り込まれたことが中央公聴会でも指摘されました。アメリカのベトナム戦争や旧ソ連のアフガン侵攻など、大国による軍事介入の口実とされてきたことに日本が踏み込むこと

は、アメリカの無法な戦争に自衛隊が武力行使をもって参戦することにほかならず、その危険性ははかり知れません。

米軍などへの軍事支援は、政府が憲法上、許されないとしてきた武力行使の一体化そのものからです。周辺事態法を重要影響事態法にして地理的制約を取り払い、国際平和支援法も制定して、地球の裏側であっても米軍支援を可能にすることは断じて容認できません。

法案が規定する補給や輸送、修理・整備、医療、通信などの活動は、武力行使と一体不可分の兵たんそのものであり、戦争の要素をなすことは国際的にも軍事的にも常識中の常識でございます。

政府はこれまで「非戦闘地域であれば武力行使と一体化しない」などと強弁してきましたが、その建前さえも取り払い、現に戦闘行為が行われている現場でなければ軍事支援を可能とするのが今回の法案にほかなりません。自衛隊が輸送する武器・弾薬に何ら限定はなく、米軍のミサイルや戦車はおろか、非人道兵器であるクラスター弾や劣化ウラン弾、核兵器であっても法文上は排除されない。まさしく歯どめなき米軍支援であることも日本中に衝撃を広げたではありませんか。

今回の戦争法案が日米新ガイドラインの実効法であり、アメリカの戦争にいつでも、どこでも、どんな戦争でも自衛隊が参戦するためのものにほかならないことであります。

統合幕僚幹部の内部文書には、日米両政府全体にわたる同盟調整メカニズムを常設し、そこに軍艦の調整所を設置することが明記されていました。これはアメリカが世界のどこであれ戦争を引き起こした場合に、米軍の指揮下であらかじめ策定した作戦・動員計画に基づき、自衛隊、政府、自治体、民間事業者がアメリカへの戦争協力を実行するものであります。まさに自動参戦装置であり、我が国の主権を投げ捨てるものにほかならないではありませんか。

自衛隊の統合幕僚長の訪米会談録も明るみに出ました。河野統幕長は、昨年12月に訪米し、法案のこし夏までの成立を約束していた。紛れもなく軍の暴走であり、この法案が自衛隊が海外で米軍と肩を並べ、戦争するためのものであることはこれほど露骨に示すものではありません。しかし、安倍政権は、この自衛隊の暴走をかばい、真相解明に背を向けています。

今から84年前、もう昨日になりましたが、9月18日に起きた柳条湖事件は、中国大陸への本格的な侵略開始をするものでした。当時の……。これはちょっと日付、誤差がありますね。失礼しました。当時の軍部の独走が日本とアジアの民衆に筆舌に尽くしがたい苦しみと犠牲をもたらしたことを今こそ思い起こすべきではないでしょうか。

本法案が憲法違反であることは今や明々白々です。圧倒的多数の憲法学者を初め、歴代内閣法

制局長官、最高裁元長官、裁判官のOB、次々と怒りに満ちた批判の声を上げています。学生が、ベビーカーを押したママたちが、そして戦争を体験した高齢者が思い思いの自分の言葉で反対の声を上げています。7割に上る国民が今国会での安保法制の成立に反対し、審議は尽くされていないと答えているではありませんか。

地方公聴会で弁護士の水上貴央氏はこう述べました。「国会は、立法をするところです。政府に白紙委任を与える場所ではありません。ここまで重要な問題が審議において明確になり、今の法案が政府自身の説明とも重大な乖離がある状態でこの法案を通してしまう場合は、もはや国会に存在意義などありません。これは単なる多数決主義であって民主主義ではありません」

与党の皆さんはこの重い指摘にどう答えるのですか。特別委員会の強行に重ねて、本会議ではみずからの討論時間をみずからの投票によって強行成立させる。言論を封殺するファッション的なやり方は、まさに国会人の自殺行為であり、断じて許されるものではありません。

憲法を踏みじめる政治は、日本の社会と国民を確実に変えつつあります。戦後の歴史に例を見ないような規模での国民的な運動、新しい政治を求める怒濤のような動きは、誰にも押しとどめることはできません。そして、この流れは必ずや自民党、公明党の政治を打ち倒すまで続くであろうということを申し上げ、この陳情を採択すべきという討論にいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対ですね。（「反対です」と呼ぶ者あり）

杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 私は、この陳情第7号につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

まず初めに、今日戦後70年ありました。日本は第二次大戦の連合国に完敗しました。独立国家としての国内統治権、対外主権の2つを失いました。この消滅の上に成り立ったのがアメリカ制作の日本憲法で、その後のサンフランシスコ平和条約で日本は独立したことになっております。

今回の法案についての違憲性を先ほどから述べられました。法律という下位の規範で上位の規範である憲法に違反するとの御意見です。どちらが上ということになりますと、私は、先ほど国際法であったサンフランシスコ条約、こちらのほうが上位に当たるといふふうにして書いてあることを読みました。どちらがどうという憲法問題に対しましては、私は専門家でもありませんし、門外漢でございますので、それはそちらのほうに任せるといたしまして、なぜこの憲法がまだ独立を果たしていない昭和21年11月3日に成立したもので、一度も改憲されていない。これは国家の独立についての条文が設けられていないというのは、ある意味当然の理論的帰結です。

昭和27年に独立を果たし、国家の独立とは、領土、国民、統治機構という国家主権を外国の侵略勢力から守ることではありますが、国際社会において基本的な常識を備えた憲法改正は今日まで至っておりません。それなのに、戦争放棄をしているのに、なぜ自衛隊があるか、このことは改めて申し上げるまでもなく、もう皆さんも御存じのことですので省きます。そしてまた、今、なぜこのような状況になって解釈改憲、解釈でもって物事していこうかということ、このことについては国際社会の関係が非常に大きく作用していると思います。

近年、中国は東シナ海、南シナ海における軍備拡張を図ってきました。既にフィリピンはミスチーフ礁を中国に奪われ、それまで実効支配していたスガボロ礁まで失いました。また、3月にはロシアが併合したウクライナ南部のクリミア半島での混乱はまだ新しいものです。あれは他国のこと、我が国とは関係ないと言っているうちに瞬時に我が国が我が国の国民の生存を根底から脅かす事態になる可能性は、決して否定はできません。

そしてまた、先日でございました岸田外務大臣とロシアの外相の方でしたでしょうか、名前をちょっと覚えておりませんが、お互い共同声明を発表する場でロシアの方は、日本とはそんな話をしてはいないというようなことを公で話されました。このように岸田外務大臣も啞然とした顔をしていらっしゃるのがテレビで放映されておりました。善意でもって私たちは生存していけるというようなことではありません。

また、戦争を宣戦布告するのではなく、いつの間にか巻き込まれているというようなことがあるのです。改めて戦争するよというような、そのような社会ではないと思います。

今国会において政府は、集団的自衛権の行使は、この法案に示されたもの以外は現行憲法上、認められていないし、これ以上の行使を可能にするためには改めて憲法の解釈が必要であるというような立場をとっております。私は、この法案を戦争法案と決めつけ、絶対反対と叫ぶ方々を見ていると、やはり情緒が先に立っているのではないかと、そのように思います。

憲法の前文の中でございます。「われらは、いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」となっております。要するに自分の国のことだけを考えなさんな。よその国のことも考えましょうというようなことだと思っております。済みません、ちょっと資料を用意しております。

ここで、戦争放棄したスイスの話を皆さんはよく御存じだと思います。私は、そのスイスの国の永久中立国であり得ることの、どのようなことなのかなということを見ておりましたら、このような文書に出会いました。

永世中立国であるスイスは、非武装中立国と思っている人が多いと思いますが、実はスイスは武装独立と国民皆兵制を国防戦略のもとに据えているのです。国民皆兵制をしいているスイスではもちろん徴兵制であります。

男子は、19歳もしくは20歳になると初年兵学校で15から17週間の新兵訓練を受けなければなりません。そのときに受領した小銃は自宅に持って帰って格納することになっています。その後、予備役という有事動員要員として、毎年3週間の訓練を10回に分けて受けます。訓練期間の日当と費用は、スイスの企業が80%負担しているのです。たとえ海外で生活をしていても、帰国をして新兵訓練、予備役の訓練は受けなければなりません。もし、意図的にその訓練に参加をしなかった場合は、最悪の場合はスイス国籍を剥奪されてしまいます。また、スイスでは自宅に核シェルターがほぼ100%完備をされています。

そして、スイスのパンはまずいことで有名なのですが、なぜスイスのパンがまずいのか。その理由は、スイスではその年にとれた小麦はすぐには使わず警備に回し、古い小麦から使うという政策を実施しているので、スイスのパンはまずいのです。

永世中立国としていかなる軍事同盟にも加盟せず、自国一国の国防力だけで中立を維持するためにスイスはこのようなハリネズミのような国防戦略をとりました。もちろんスイスにおいても他国の脅威にさらされているわけでもないのに、莫大なコストのかかる徴兵制を続けているのは時代おくれだとの批判も長年起こってきています。

2年前の2013年10月、スイスにおいて徴兵制の是非を問う国民投票が実施されました。永世中立の小国スイスは人口800万にもかかわらず、15万という大規模な軍隊を持ちます。19歳から34歳の男性に兵役を課す国民皆兵制を国防の基盤としてきたためです。しかし、他国の脅威にさらされているわけでもないのに、莫大なコストがかかる徴兵制を続けるのは時代おくれとの批判が噴出、徴兵制の是非を問う国民投票が実施されました。

結果は、有権者の73%という圧倒的多数が徴兵制の廃止に反対し、26の州全て廃止反対派が勝利し、今後も一部の職業軍人ではなく、国民全体で国防を担うものとの意思が示されました。このように一国で中立を保つということは、非常なお金と努力と義務と責任が伴ってきます。

このようなことを考えた場合、やはり他国との共存を考え、お互いが集団的自衛権、そのようなことで対処していくというのも本当に真剣に考えていかなければならないことだだと思います。戦争は本当に嫌いです。誰も好みません。

私は、昭和26年、小学1年生のころです。岡山におりました。あそこは爆撃で野原一面、焼け野原でした。そこには割れた家の屋根が一面に引かれております。そのような光景も目にして

おります。

そしてまた、6年生のころに住んでいた近所では、まだ立ち直っておられない長屋に住んで、おばあさんと孫娘です。それとか、4畳半のところ有一家5人、押し入れがつくれませんから、押し入れは宙づりになったところを押し入れとして使っておられます。そのような家族の方がいらっしゃる、そのような岡山のその町に住んでおりました。そういうことも目にしております。いかに悲惨なものかいうことは重々承知しておりますが、このようなことは絶対に私たちの子供たちには味わせたくありません。そのためにも集団的自衛権というのは必要ではないかと思えます。

憲法解釈につきましては、私は無関係ですので改めて申し上げますけれども、よくわかりません。そのような資料があったということを申し添えます。そのようなことを申し上げて、不採択といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

2番、三嶋義文君。

賛成ですね。

○議員（2番 三嶋 義文君） そうです。2番、三嶋です。私は、読み上げる資料を手元に持っておりませんので、端的にお話ししたいと思いますが、この意見書は提出すべきと私は考えております。

以前に出されたときには私はまだよく理解もできませんで、慎重審議をすべきという立場で前回おりましたんですけれども、今回は皆さん御承知のとおり、ああいうような若者の反対、あるいは世論調査でも8割の方がよくわからない、反対が6割というようなたくさんの批判のある中で、ああいった強行採決されました。私は、やっぱりもっと国民の皆さんが納得できると思いますか、前回から全くわかった、理解したという方が一つもふえない中で、ああいった手法でやれるということは、本当に国会のやり方にも審議の仕方にも不満を持っておりまして、今回は反対、全てこの陳情にありますような反対の立場でお話ししたいと思っております。

先ほどからいろいろな憲法、法律のルーツは話されましたんですけれども、やっぱりこれだけの反対がある中で、何で今、強行にやらにゃいけないのかなというところが一番私は思っております、その中の私も迷うところは、もう少し具体的に、どういう場合のときにはこう対処するというような具体的なものがもう少しこの3カ月間で出てくるのかなと思ったんですけれども、やっぱりホルムズ海峡のこともありましたけれども、あんまり具体化されていない。皆さん方、本当に納得できないというのがそのままずるずる来ております。

それと、もう一つ、委員長の話でもありましたけれども、抑止力になるという言い方をされましたんですけれども、本当に抑止力になるのかなと僕は思うんですよね。実際に戦場に行って銃を突きつけて、あるいは戦闘状態になって撃つぞ、撃つぞいったときに本当に相手のほうが恐れおののいて逃げていくんかいなと私は思います。やっぱり銃を突きつけられたら、おまえも敵かというふうにやっぱそういうようなことになって、これ抑止力というより挑発力、鎌かけるほうだと私は思います。ですけど、そういうような派兵することが抑止力になるという理屈はちょっと成り立たないんじゃないかなというふうに思っています。

それから、最終的には採決されたんですけれども、いざ自衛隊を現地に派兵するときには事前に国会の承認を得るんだということが言われておりますけれども、あのような採決の仕方でも本当に事前に承認を得るような歯どめがきくんだらうかというふうにも思っています。そういうのもろありますけれども、私の気持ちもそういうふうに変まってまいりまして、今回も絶対反対でいこうというふうに決めました。これは国民の皆さんもですけども、町民の皆さんもやっぱりそういう気持ちだと思います。ですから、町民の皆さんの声を代弁する議員としては、やっぱりわからない、反対だという声が私は多いと思っておりますので、こういう意見書を出して反対の意思を表明していくべきだ、地方議会もそうするべきだというふうに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。私は、陳情第7号に反対の討論をさせていただきます。

これは前にも述べたと思いますが、日本が今まで他国に攻め込まれなかった理由としては、皆さん御承知だと思いますけども、日米安全保障条約があったわけです。アメリカという強大な軍事力を持つ国と同盟関係にあり、また日本は自衛隊という自国を守ることができる組織があるといった条件がそろっていて、私は抑止力が働いていたと認識しています。

近年、先ほどいろいろ述べられましたけども、北朝鮮の核開発による核ミサイル問題、それからテロ対応、また中国の東シナ海、南シナ海への侵出、そして皆さんこれも御存じだと思いますが、9月3日に行われた抗日戦争勝利70周年記念行事で行われた軍事パレードでも軍事力固持の披露など、アジアの安全環境保障は変わりつつあります。このために国の専権事項である防衛・外交を強めていかなければならないと私は考えております。このために安保法制を整備して防衛力を高め、そして一番、私が大事だと思いますが、平和外交力ですね、戦争をしないために外交努力を発揮すると、そして抑止力を強めていく、これだろうと私は理解しております。

そして、自衛隊が海外で活動する場合、これは公明党さんから自衛隊派遣3原則として、3点提供されております。国際法上の正当性、それから国民の理解と民主的統制、3つ目に自衛隊の安全の確保、これが提言されました。

また、政府からは対外3基準として、我が国の主体的判断、そして自衛隊の能力と、それから装備、経験に根差した自衛隊にふさわしい役割を果たす。その前提として先ほども言いましたけども、平和外交努力を尽くすという判断基準3要件が提出されました。

また、防衛出動の国会承認は、これも皆さん御存じだと思いますが、例外なく国会の事前承認を課すということであります。

また、先ほども徴兵制が出ましたけども、これもいろいろ声が出ております。ありますが、日本は憲法上、また必要性からも徴兵制の国にはならない、そういうふうになっております。

それから、憲法の問題でございますが、憲法学者ではありませんからわかりませんが、合憲だ、違憲だという御意見があります。最高裁判所の判例の範囲内で国民を守るために、集団的自衛権の一部を認める法律つくったと私は私なりに理解しています。そして、集団的自衛権での武力行使にあっては、前にもこれ私、述べましたが、新3要件を法律に定め、歯どめをかけ、さらに国会承認が必要であることは皆さん御承知のとおりであります。

そして、この種の陳情・請願はこれまで3回提出されております。いずれも南部町議会是不採択の議決をしているところでございます。

以上のようなことを総合的に判断して、国の存立、国民の安心・安全、そして生命、財産を守るために必要であると、私はこの陳情に対しては反対いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の陳情を採択すべきという意見です。

先ほど来から、これを不採択にすべきだという方々の意見を聞かせていただきました。白川議員、杉谷議員、井田議員、いずれの議員も前回も話したように絶対戦争はいけないというふうに思っらっしゃるわけですね。戦争はいけないんだと。そのために今回の法案も出てきたのだというふうにこうおっしゃっているんですよ。

私、何点か、憲法論ではないというんですけども、今、議会、国会で問われてきたことや法がどうしてつくられたかということをやっぱり御一緒に考えんといけないなと思うんですけども、集団的自衛権と安保条約が一緒だということなんですけども、町長さんもそんなふうに言われたんですけどね。これはれっきとして集団的自衛権と安保条約の第5条に共同防衛の地域とあって、そこ

は日本国の施政下にある領域だと、こう書いてあるんですよ。これは条約ができてから変えられていないんですよ。解釈が変わってきたんですよ。日米ガイドラインとかでどンドンどンドン日本国の施政下にある領域をふやしてきて、だからこそ中国がそこまで来たんかというようにふやしてきたということあるんですけども、今もってなお、サンフランシスコ日米安保条約の中には共同の地域や日本国の施政下にある領域、これすなわち何かというと、憲法9条で歴代の自民党が認めてきた個別的自衛権が発動できる範囲だということなんですよ。

今回の問題は、この枠をとったから起こってくる問題なんですよ。それが戦争できることにつながらないというんですけども、新3要件は井田議員が述べてくださいましたが、どこを変えたかということ、これまでどういうふうに書いてあったかということ、今まで書いてあった内容の新3要件がこういうふうに書いてあるわけですね。我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合というんですね。

それまではどうだったかということ、我が国が侵犯された場合でしたよね。そうでしたよね。このことができることは、憲法学者が言ってるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国に対する他国に武力攻撃が発生したということは、日本の領域外に出て武力を行使することができるということになったわけでしょ。そのことが集団的自衛権の行使だと言ってるんじゃないですか。それはまさしく戦争ではないですか。日本の領域内でやった場合は、自分が仕掛けてるというので侵犯された可能性があります、よそに出て武力攻撃ができるということは誰が考えても戦争ですよ。なぜそのようなことをしなければ日本の国を守れないのか、これは歴然としてるのではないのでしょうか。

先ほど言った中国の脅威をおっしゃってましたけど、先ほどニュース見られましたか。習近平さんがアメリカに行って向こうの大統領とウイン・ウインでやると言ってるんですよ。経済を、経済互恵的に経済問題で依存し合って共同に発展してる国、戦争起こった例はないですよ。そういうことを考えたら、国際的にも今、中国を脅威として何らかの形でしょうというようなところはないということなんですよ。そういうことを考えた場合にも、余りにも国際的常識を超えた安倍総理と今の自民党の判断だとは思いませんか。

それと、もう一つには、集団的自衛権の行使は世界の流れであると白川議員がおっしゃいましたが、集団的自衛権の行使は、これはアメリカとソビエトですよ、軍事同盟時代のものであって、今の大半はどちらかというと非同盟諸国ですね。非同盟の中で総合安全保障というのが今の世界の流れだということではないですか。

ちなみにもし、次、反対討論するのであれば、集団的安全保障でどこがあるのか教えてください

い。（「知るか」と呼ぶ者あり）どういうところがあるのか教えてください。（「僕らのこと」と呼ぶ者あり）今、どうするか。今の段階の集団的自衛権はほとんどアメリカですよ。

少なくとももう一つ言えば、集団的自衛権の中で相互に同盟を結んでいる国の中で戦争が起きてきたというのが事実じゃないですか。違うのであれば、そうじゃないということをおっしゃってください。

そういう意味でいえば、今回の問題は、明らかに集団的自衛権を行使するという事は、これまでの歴代自民党が守ってきた海外で戦争しないということを国是にしてきた日本の姿勢が180度変わるのだと言っているわけですよ。そういう意味でいえば、多くの国民がこのことに気がついてるからこそ、今、全国各地でうねるような反対の声が起こっているのではないのでしょうか。

先ほどどなたかの議員もおっしゃいましたが、町内でも私が聞く圧倒的多数の方々は、とりわけ私たちの地元にはこれまで保守政権を維持してきた方が多いんですが、そういう方々が今、声を上げています。

先日も町内の婦人とお話したときに、自分は自民党の役員をしてるという方がいらっしゃいました。この方は、私は、安倍さんをひいきにしとって、ずっとテレビを見てると、7月から。何とか安倍さんの言い分に賛同しようと思うんだけど、ずっと野党からいろんな質問かけられて、同じことばかり言っている。自分の聞きたい、この法案は本当に戦争法案ではないのかと、野党の言われている法案ではないのかということに対して答えてくれない。

石破さんが出てきたときに石破さんだったらどう言うだろうと思って見てたけども、石破さんもそのことを何にも答えていなかったと。こうなったら、自分は自民党の役員をしてるけれども、この時点で本当に言わんといけんのは、これはおかしいと言わんといけないのではないだろうか悩んでるんだというふうにおっしゃってた方がいらっしゃいました。

私は、これまで、自民党支持ではありませんが、自民党の方々が戦後70年支えてきたという自負と誇りがあるのではないかと思ったんですよ。その誇りは、何よりも憲法を大事にして日本の成長を支えてきたという自負ではなかったかと思うんです。だからこそ多くの歴代の自民党の重鎮の方々が今の政権に対して批判の声を上げているというふうに思うわけです。そういうことを考えた場合、今、集団的自衛権が国民を守るというようなことを言っても、なかなか今の国会論争と私たちの中でも通用しない話じゃないかというふうに思うわけですよ。そういうことを見れば、少なくとも仮に集団的自衛権がいいと思う方も今、国民が、大半が憲法違反ではないかと言ってるときに、もしそうであれば憲法を変えて、堂々と国民の投票をして憲法を変えてから

集団的自衛権を云々しようではないかと政権に言っていけないのか不思議なんですよ。

そういうことを考えれば、憲法違反が大前提になってるときに先ほど井田議員が言われた、どのような公明党が3要件を出して国会の事前承認や国民の理解といっても、国民の理解ない中であのような国会騒動です。誰が信じることができるかという点、徴兵制は憲法上できないといっても、憲法上できないと圧倒的多数の専門家が言っている集団的自衛権の行使を容認する現政権が続く限り、この心配は、私は絶えないと思っています。

法案が通って法律になった今、私は、本当に歓迎しているのですが、多くの反対してる方々が、野党が1つになって今度の選挙を戦えという声が起こってきました。私は、当然のことだと思っています。共産党へのアレルギーがあることも十分承知はしていますが、多くの国民や政党がそれを乗り越えて野党と一緒にすることができたら、次回の参議院選挙、それに引き続くあるかもしれない解散した衆議院選挙では、安保法案を廃棄、閣議決定を廃棄して、国民連合政府ができたときに新たに新しい政治が始まるというふうに私は考えています。多くの国民が望んでいるのではないのでしょうか。私は、そういう意味では、今回多くの国民は保守、革新の枠なく、そして年の差や男女差関係なく憲法違反でこの声を上げてきました。これが多くの教訓だと思います。小異はあっても大きなところで一致するという運動の成果が必ず私は実るというふうに思っています。

町議会の皆さんにお願いしたいのは、今のままで集団的自衛権がいいと思ってる方も、そうであれば、憲法を変えて正当な手続を踏んでやろうではないかという立場から、今回の法には反対だという声を御一緒に上げてくれないでしょうか。（「嫌だ」と呼ぶ者あり）（笑声）そのことが私は住民励ますことにもなると思いますので、ぜひとも熟考いただきますようお願いいたします。賛成討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対ですね……。

○議員（8番 青砥日出夫君） 8番、青砥です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 集団的自衛権とは、同盟国など他国が武力攻撃を受けた際に、その被害国への攻撃がそのまま自国のダメージとなるような場合に、その被害国を支援する形で武力の行使をする権利ということです。また、個別的自衛権とは、自国が攻撃されたときに反撃できる権利を有するという事です。要するにどちらが、考え方としては、仮に日本がどこかの国から武力攻撃を受けたとします。

まず、個別的自衛権によって反撃を行うこととなります。アメリカなど第三国が日本への攻撃によって自国もダメージをこうむると判断したら、それに限って集団的自衛権の行使によって日本に援軍を送ったり、武器、弾薬の支援をしたりするという流れになるというふうに理解しております。したがって、個別的自衛権のほうが集団的自衛権よりも基本的な権利ということになります。

また、集団的自衛権は、個別的自衛権の権利者の範囲をその被害国の同盟国にまで拡大したものとと言えます。個別的自衛権の補助をするものと考えます、集団的自衛権がですね。

国際社会における日本の立場は、世界の中において不動の先進国であります。その不動の立場にありながら、国連で認められた個別的自衛権、日本でも認められた個別的自衛権、今回の集団的自衛権が認められないというのは、国際社会において余りにも不備であると言わざるを得ません。

戦後、日本は目覚ましい発展を遂げ、国際社会において世界の国への自衛隊派遣、人道支援をやってきたわけではありませんか。その国際社会の最たる一員として今後も役割を果たしていくには、必要不可欠な法案であると信じています。

国連が集団的自衛権を認めておらず、全加盟国が軍事力だけで自国を守らなければならないとすれば、全ての国が軍事的に孤立してしまうこととなります。必然的に軍事力の強さがそのまま国際社会での発言力の強さとなってしまいます。つまり、集団的自衛権は世界の団結を可能にし、各国の軍事力を結びつけることで、各国の孤立、滅亡を防ぐ大きな役割を果たしているのではありませんか。

集団的自衛権とは、以上のように国際社会秩序を維持するために認められた当然の権利です。日本はこれまで憲法9条との兼ね合いから、その当然の権利を使用できないという解釈がなされてきました。

戦後70年、当然これからも戦争には反対ではありますが、日本みずからが戦争することなどあり得るわけがありません。国際社会での集団的自衛権を遺憾と反対を言っているのは中国と韓国だけであります。東南アジア諸国は、とりわけ中国に対する抑止力になると成立を待ちわびたそうです。したがって、この法案は成立しましたが、取り下げという陳情には反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

陳情に賛成ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。賛成討論者の中で私、驚きましたね。サンフランシス

コ条約が日本の憲法より上位へ行く。私も最高学府の大学には行っておりません。高校までですが、社会科で今まで先生がよかったか悪かったか知りませんが、全くそんなことは習った覚えがありません。日本の憲法はむしろ世界から平和を追求するということで尊敬されている状況なんですよ。

私は、戦後70年、これまで日本が戦争をやらなかった、また向こうも、外国からも攻めてこられなかった。もちろん日本みずからが攻めてこなかった。だから、自衛隊という隊列がありますが、1人も外国の人を殺したこともなければ、また自衛隊員が外国の人に殺されたということもありません。（「殺されていない」と呼ぶ者あり）

私は、一番感じる、人に例えてみますと、これ救助を。例えていうと対人関係ですね。私が仮にけんかはしない人間だと、あくまでもおとなしく話し合いで解決しようという人間なら相手の人も信用するんじゃないありませんか。逆に私が凶状持ちで、何言っとおだとすぐ手を出すような暴力的な人間だったとすれば相手は信用を得るでしょうか。

私は、日本の憲法9条は、この人は安心できる、そういう国だということでかち取ってきて、これまで70年間、あれだけ悲惨な戦争をやった中で、そして平和を追求したために、日本は世界で有数な経済大国になってきた、これではないでしょうか。

私は、中国の脅威とかいうことを言いますがという宣伝をされますが、しかし、皆さん、ASEAN、東南アジア、これがASEANで皆さんが経済的に結びついて、豊かな国をつくろうということで発展してきてるんです。日本も東北アジア、これを経済圏として発展させて、お互いの繁栄を見ようということに進もうとしてるんじゃないありませんか。私は、ぜひこのことを肝に銘じて、この陳情はぜひ採択をして国に平和追求するということをやろうではありませんか。ぜひ閣議決定でやるようなことをするのでなく、先ほど議員からもありましたが、本当に集団的自衛権をやろうとするのであれば、憲法の改正を国民に問うて、そのもとで国民の多数が憲法改正賛成ならば、それに基づいて解釈を変える、これが当然ではありませんか。

ちなみに一言言いますが、小林節さんというのが日本海新聞、よく出られます。あの方は憲法改正論者です。しかし、この方もこういうやり方ではいけない、堂々と憲法改正してから解釈を変えたらいい、このように言っておられるんです。多くの法律学者が、90%に近い人が憲法違反だと言ってるんです。にもかかわらず、安倍首相は、私どもは国会で多数を占めている。だから国会が優先だというんですが、このようなことがあってはなりません。確かに議員は多いんですが、小選挙区制のもとでわずか17%の支持であれだけの議席を得てるんです。国民の圧倒的な考え、このことを十分に反映すべきではありませんか。

参議院で審議されている中、12万人という多くの方が国会で戦争法案やめろ、この法案を廃案にしろ、この声が上がったんです。全国でも至るところでその声が火を噴いております。ぜひ皆さん、この声に耳を傾ける、これが民主主義の根本ではないでしょうか。そういうことを理由に、私は今回のこの陳情をぜひ採択すべきことを主張します。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

委員長報告に反対ですね。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田ですが、この件については、陳情は反対のほうから討論したいと思います。本当にこの問題はナイーブで私自身、本当に葛藤いたしました。

これは去年の7月、閣議決定する前に時の政権が憲法解釈を閣議決定というか憲法改正できるんかと、憲法を解釈で、要は政府の解釈で憲法がいろいろと考えられるのか、そういうことで私もちょうと、私、公明党でございますが、山口代表に文句言いました。時の内閣でそういう憲法解釈をころころ変えてどうするだと、ほんなら安倍政権が変わったらどうなるだと、それにつられるちょう公明党はどうなるだと、ええかげんにしてほしいと、四文字熟語で回答せえとまで……（笑声）はっきり言いました。そしたら、私みたいな町会議員が初めて、こんな言われたのびっくりしておられまして、それは憲法解釈のあれではないと、時の政権によって憲法が変わるようなことは一切してないという返事ももらいまして、あとどうなるの、それどうなんだと言ったら時間切れでございまして……（笑声）そこから先、今まで自分なりに一生懸命勉強いたしました。

この国会の外の問題もありました。我が支持母体でも割れておりまして、公明党の中でも割れておりました。それは私たちも平和の党でありますので、一番ナイーブです。これが本当に今の安全保障制度がQ & Aで一応、聞きました。平和法制のなぜ今、これの平和安全法制を整備したんですかと。これはテレビ、聞いておられる町民の方にも一応、聞いていただきたいと思いますが、要は安全保障環境の激変に対応して、隙間なく日本を守る体制をつくっただけだそうです。要は、これは前の森本防衛大臣だったかな、あの人が2006年ごろから東アジアにおける構造的な変化が起きてるといふ、北朝鮮、中国だと思えますけども、それともう一つは、アメリカが世界のポリスと言っておりましたが、その力が弱まったというようなことだそうです。そういうことで法の整備をここできちっとしたということです。

この法律の目的は何だなんだという話ですが、この法律の目的は、国民の命と平和な暮らしを守り、国際社会の安全にも貢献するものだという答えが参りました。これは今、ちまたで言っ

ております憲法違反じゃないかと、憲法学者があそまで言ってんなら憲法違反じゃないだらあかということですが、これは新たに設けられた存立危機事態は9条のもとで容認される自衛の措置の範囲内であり、違憲の他国防衛ではないと。私も皆さん方がこれ戦争法案ということがちまたで流れました。（「戦争法案だよ」と呼ぶ者あり）これ戦争法案なら私やちが真っ先に反対します。（「戦争法案だよ」と呼ぶ者あり）その状態に9条は一切構ってなかったんですね、今回。9条を構うなら、今、言ったように憲法改正が必要だと思いますけども、これについては私やち、断固反対いたします。だから、これについては憲法法案ではない抑止法案であるということは言われたと。それが本当かどうかわかりませんが、そういうことで9条は構っておられんということだけは事実であります。

それで、これによって戦争に、これをやったおかげで戦争に巻き込まれないのかと……（「巻き込まれる」と呼ぶ者あり）今、言ったいろんな人は巻き込まれると言っていました、これは戦争ではなく後方支援ですと、あくまでも。外国軍隊の武力行使と一体化する活動はしないと……（「軍事支援」と呼ぶ者あり）現に戦闘行為が行われてる場所では実施ないと言っております。

過去にもイラク戦争とかいろいろありましたけど、特別措置法でやっておりました。今回も自衛隊が行くときには国会承認が必要です。そのように歯どめをかけるようにいたしました。

（「歯どめにしただけです」と呼ぶ者あり）本当にこれ歯どめかけな私たちも怒りますので、これはかけて、絶対だめということです。（発言する者あり）

それと、憲法9条は、ほんなら憲法9条ですけど、武力行使を認めてるのかって話になりますが、国民の平和的生存権と人権を守るためだけ認めてるんだって。日本国民の平和的生存権と人権を守るためだけ9条の武力行使は認める。要は、自国防衛ですけどね。

それで、日本の安全保障施策、ほんなら基本理念は何なんだと。これは専守防衛、軍事大国にはならない、非核三原則、文民統制の確保で平和国家の評価を築きますというのが公約になっております。

あとは今、いろいろ問題になってる安全保障施策のこの今の分ですね。合憲性は誰が決めるんだと。今、決まりました。恐らく日本国中、どこからでも訴えられると思います。裁判にされると。裁判になれば最後は最高裁判所が違憲審査、高度に政治性がある問題の合憲性判断は、国会と政府に責任があるらしいんです。そのように今なってるようです。

政府は今回、憲法解釈を本当に変えたのという問題ですが、他国防衛と海外での武力行使を禁ずるこれまでの解釈の論理の根幹は維持、解釈改憲の批判は的に外れておりますというのが政府見解でございまして、今回の安全保障問題、憲法9条、一切構ってないぎりぎりの線だと思って

おります。本当に裏を返せば、ちょっとしたらぼんと向こう倒れそうですけども、これは絶対抑止せないけんし、今度、お出かけ何だか言っとったな、スーダンだったかな、駆けつけ防衛でそれらにもきちっと国会承認が要ると、そういう歯どめをかけてるということです。これには我が党も一緒になってきちっとしたいと思っております。今回のそういうことで、これは戦争法案でない抑止法案であるということを申し述べて、これには賛成だったかな、反対だったかな…

○議長（秦 伊知郎君） 反対です。（笑声）

○議員（9番 細田 元教君） 反対いたします。いつも賛成しちょうけん。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。（「石上さん」「なしなし」「頑張れ」「石上さんで終わり」と呼ぶ者あり）

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 皆さんがいろいろ討論されましたので、私は私の立場、思いでしっかりと討論して、町民の皆さんの思いをこの議場の場で伝えたいと、そう思います。

まず、私、今69歳になりました。昭和21年生まれです。憲法ができた、制定された年、戦争は知りません。おやじがシナのほうに行ってみたみたいで、幸いにも生きて帰って私が生まれたという世代に生まれました。今、私たち一人一人は本当、戦争、平和について改めて深く考える時期、そういう時期になっているだろうと思います。

過去にさきの大戦では、我が国では310万人、中国では戸籍がないからはっきりわからないですけど、1,000万人以上の方が亡くなっただろうと。また、朝鮮では24万人、台湾では21万人、アメリカが40万、またそのほかのアジアの国々では312万、軍人、民間人の犠牲者が戦争という名のもとにとうとい命を失われたと。私は、この命のとうとさが今の政権、わかっているのか。歴史は隠されません。中国は、韓国は歴史のことはよう怒りますけど、歴史はやっぱりきちんと自覚して同じことを繰り返さない、そういうことが一番大事だろうと思います。過去に隣国や世界の多くの国々を武力によって制圧で覇権を求めた事実は歴史に残っております。

さらに今、新たな仮想敵国、最初は中国という名前出ませんでした。このごろ、中国という名前を出しました。抑止力を高め、国土防衛、国民の生命・財産を守るため、国の最高規範である99条に規定されている国務大臣、国会議員、公務員等の憲法擁護義務、憲法99条、これさえも投げ捨てて内閣の判断によって簡単に憲法解釈がなされる。国の最高規範が時の政府の考えでくらくら変わったら、私たちはどうやって生活していくんでしょうか。皆さん、決められた法律

のこと、また町では条例、また地域ではいろんな昔からの慣習とか、よしも悪くもその場で生きています。国権の発動をされる国会議員、内閣が本来の憲法改正の手続もとらずに、また国会を解散して国民の信もとらずに、人の命がかかわる、生命がかかわる問題を簡単に変える。本当に許せない、また恐ろしいことだろうと思います。

最初は国会の討論を聞いていました。自衛隊員のリスクは、最初は増大しない。そして、憲法の番人は学者でなく、最高裁が決めるという答弁でした。ところが、後にはリスクは高まっていく、また憲法の番人は学者ではなくて最高裁長官だと、こういう討論もありました。そして、見かねた元最高裁長官、山口さんでしたか、この方が明確に憲法違反だと直言されました。ところが、その後の国会の答弁、どうでしょう。今は、憲法は論議になっていない。安保法案が論議になると、これで国民が納得するのでしょうか。（「しない」と呼ぶ者あり）私は、こんなことでは国民の皆さん納得しない、そう思います。

次に、角度を変えて考えてみます。我が国は、資源はございません。中国とも貿易をしています。中国にとって我が国は米国に次ぐ貿易相手国です。また、日本は世界第2位の中国の投資国です。進出企業は2万3,000社です。

今度は財政の面から考えてみます。ことしの我が国の予算は約96兆円。そのうち必ず使われる社会保障、そして国債償還、そして私たちの財源となる地方交付税、これだけで50兆円超えます。抑止力を高めるためには財源が要ります。どこから財源捻出するんですか。また消費税を上げるんですか。どうやって皆さん生活していけるんでしょうか。

やはり我が国は、韓国、中国とも長い期間、本当に首脳の会談が行われませんでした、意地の張り合いで。やはり国の最高責任者は、何ぼ幾ら言いにくくても相手と外交交渉をしっかりと、ましてや外交交渉もしないうちに仮想敵国、そう決めつける。それは私はいけないと思います。

そして、長くなりますが、最後に、安全保障政策には私は幅広い与野党、また国民の合意が必要だと思います。もしも政権交代が起きたとしても、与野党の一定の合意、国民の皆さんの理解があれば基本的な安全保障政策、これは確保されると思います。今、国民の8割の方が法案の理解ができてない、もしくは反対。日本の将来にかかわる政策について、多くの国民の皆さんの反対があるのに、なぜ強引に進めるのか。ほかの目的があるんじゃないかと思われるのは至極当然だろうと思います。

私は、この際、このまま突き進むならば、憲法改正の正式な手続、国民投票です。もしくは国会を解散して国民の皆さんに信を問う。（「そうやな」と呼ぶ者あり）そこまでするような重大な出来事だろうと思い、この陳情に深く賛同するものでございます。以上です。ありがとうございます。

いました。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第7号、憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」（別称：戦争法案）に反対する意見書の提出について（陳情）を採決いたします。

委員会報告は採択でありました。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、不採択することに決しました。

ここで休憩をとります。再開は25分といたします。

午後3時10分休憩

.....
午後3時25分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開いたします。

.....
日程第27 陳情第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第27、陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 4番、板井隆です。陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める陳情について、総務経済常任委員会のほうで慎重に審議しました結果、全員一致で採択と決しております。以上、報告終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

日程第28 議案第73号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第28、議案第73号、南部町CATV機器更新事業に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第73号を御提案いたします。南部町CATV機器更新事業に関する契約の締結について。

南部町CATV機器更新事業に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。契約の目的、南部町CATV機器更新事業に関する契約の締結でございます。契約の方法は、プロポーザル方式を採用いたしました。契約の金額は、7,106万4,000円でございます。契約の相手方は記載のとおり、株式会社かんでんエンジニアリング姫路支店、支店長、山本豊でございます。以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 何点か質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、確認ですけれども、プロポーザルで選定委員の構成がどのような方々によって構成されているかということが1点と、それから審査基準というのがきょうのいただいた資料にあります、イ)からト)まで7項目、これを審査されたと思いますが、これは先ほど初めの質問に言いました選定委員が、これまで私が何度かプロポーザルの審査に関係して審査をされた経験からいいますと、それぞれの審査項目において選定委員の方がそれぞれの項目に点数を入れていくというような審査のされ方を、これまではそういう審査の仕方をしてこられたと思いますが、今回はどのような審査をなさったのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。プロポーザルに当たっての審査員の構成ということでございますけれども、全部で5名を選定をしております、町のほうから3名と、なんぶS A Nチャンネルから2名、合計5名で構成をしております。

それから、もう一つ、審査の方法といいますか採点の方式でございますけれども、各審査員が項目ごとの配点に従いまして5段階の点数を項目ごとにつけて、合計が50点満点という各50点満点の中で採点をしたということでございます。それで、その出された得点について一番点数の高かった方と低かった方の点数は除いたところを出しております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 選定委員が町の方が3名と、それからS A Nチャンネルから2名ということですが、こういう契約というのは公正さというのが一番求められる場面ですよ。それで、町の職員が3人入っておられるということについて、客観的に公正さが確保できるかどうかというあたりが、どのようにお考えでこういう構成になったのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。客観性の確保といいますか、先ほど今、課長が申したように専門的、いわゆる毎日その機器を触ってその機器のよしあし、どういう機器が今ちまたにはやっていて、どこのC A T Vの会社がどういう機器を使って効率を上げてくるのかという情報を知ってるのは、やはり現場であろうと思います。したがって、現場は2名、それからあと、それに対して地方公務員法で守秘義務であったり、一定の義務が課せられている公務員の中から2名、それから私が特別職として参加をいたしました。したがって、2、2、1という構成でやったものでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点は、初日の説明のときにも求めておりました、機能を説明された中での伝送路をかえなければ、画面いっぱいのはならないということでしたよね。それをかえないといけない。この伝送路をかえるとすれば、南部町ではどれぐらいの負担しなくてはいけないのか。何か3町でということ言ってましたね。その金額が知りたいのと、もう1点は、かんでんエンジニアリングにプロポーザルで決まったということですが、現在もかんでんエンジニアリングですよ。そう言われてましたよね。そこが8年前に請け負ったときに、住

民から非常に画像が悪い、映りが悪い、よそに比べてね。機器等が古いものが入ったのではないかというような指摘があったということを委員会でも数回にわたって指摘してきたことがあるんですけども、町としてはかんでんエンジニアリングに決まってこの8年間、そういうような住民の声があったこと、それからこれまでこの機器を今回100%かえるということですから、今までの機器の使い方とかメンテとか等にして、かんでんエンジニアリングに対してどのような評価を持っていたのかという点をお聞かせください。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。事実、私どもも画像は悪いと思っていました。比較しますのはやはり日吉津村であったり、米子市内のケーブルテレビと比較をさせていただきますので、画像が悪いなど。これはこの前から全協で話してますように、ここにヘッドエンドをつかって中海テレビにもその機器を共同で持って、行ったり来たりのデータ情報をやりとりするためにデータが劣化していくということが1点、それからアナログ情報をやりとりしているということが1点、もう1点は、カメラの性能であったり、それからこの会場が非常に暗いというようなことが何点か合わさって非常に画像が荒いということは私どもも認めています。今回のデジタル化によりまして画像はよくなります。ただ、詳しくわかりません。何対何ぼというデジタル放送にはなりますけれども、ハイビジョン対応の全画面フルスクリーンで見えていただくようなことにはならないと。画像はかなり改善されると思います。ただ、この議場の明るさというものがどのぐらいその画像に今後影響していくのかというのはまだ未知の状態でございますので、できるだけ見やすいきれいな画像になるように最善の策をとりたいというぐあいには思っていますので、よろしくお願ひします。（「伝送路の金額」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） ハイビジョン対応といえますか16対9の画面にするためには、今回の機器更新だけではなくて、別途、伝送路といえますかヘッドエンドの機械をSANチャンネルにあるものと中海テレビにあるものと両方かえなければいけないということがございまして、その費用が幾らぐらいかかるかという御質問ですけれども、南部町だけでなく、ほかに西部の地域でいいますと、伯耆町、大山町、日南町、この4町が同じような形で中海テレビ経由で放送を流しておるといことがございますので、その4町が足並みをそろえてかえるということが必要になってまいりますけれども、そのための経費としましては、おおむね四、五千万、4,000万から5,000万ぐらいがトータルで必要ではないかというふうに推測しておりまして、南部町の負担分につきましては、その中で約1,000万ということで聞いておるところでございます。

ます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 伝送路についてはわかりました。プロポーザルでこのかんでんエンジニアリングに決まったということで聞くのですが、先ほど副町長が言ったデータの劣化とかカメラの性能がよくなかったことや、この議場が暗かったということで映りが悪かったということも承知していると。とすれば、あの時期に同じようにしていて、性能等についても機械等が年々かわることはわかるんですけど、その時点で住民から複数の指摘があったのは、カメラの性能等が古いものではないかと、型がですね。そういうものが出ているのではないかと。ちなみに、住民からの指摘では、各こういうのがすごく更新が早いものですから、地方自治体というのは、そういう意味では古い分を処分しやすいというふうに見られているので、そういうことをされたのではないかと指摘があったということもお伝えしたことがあると思うんですが、そういうことをかんでんエンジニアリングにぶつけてみたことがありますか。こんなふうに言われたんだけど、どうなかと。なぜかという、同じとこがしますから、専門家に対して町の職員にしたってSANチャンネルにしたって、この性能はどうかとか持って言ってるわけじゃないですからわかりませんよね。ただ、住民からそういう声があったと。実際、本当に画像がよそに比べて悪かったですよね、新しく始まったのにもかかわらずね。そういうことをかんでんエンジニアリングに言ってみたことがありますか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。私の知る限り、そういうことをかんでんに言ったということは聞いておりません。今度の機器につきましては、先ほども申しましたように現場の職員を入れて、8年間のキャリアを持って現場の職員はよく見えますので、この製品が新しいか古いかだとか、そういうことはよく知ってると思いますので、今、真壁議員が言われたようなことは仮にあったとしても、そういうことはないというぐあいには思っています。（「仮にもない」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか、今の発言で。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回はCATV機器更新のために7,106万4,000円という契約をするわけですけど、今回この契約をする審査がプロポーザル方式ということでやられたわけですね。

それで、私がきょうになってプロポーザルのどんなふうに行われたのかということを知って、やっと今回こういう資料をいただいたんですよ。町が契約を結ぶということを議会が承認することは、議会の承認に付さなければならないほど重要な課題だからですよ。

プロポーザルは、この町の財務規則にないものを今回こういう形の実施要領という形でやったんですけども、私は、一番の問題点としては、こういう絶対公正さが求められるものを、要綱になるのか、どういうものになるのかわかりませんが、きちっとした枠組みといいますか、プロポーザルなのでいろいろその種類によっていろんな審査の中身は変わってくるかもしれませんが、骨格部分というのはどんなものであってもある程度の骨格はつくれると思うんですよ。そういう骨格をつくっておいて、その都度の契約の中身について対応できるような法制を整備しておかないと、この重要な契約というものが1回、1回いろんな基準で動くというのは非常に公正さの面から適切でないということが1点です。要綱なりを整備すべきだということです。

それから、もう1点は、選考委員の構成です。きょうになってわかりました。きのうの段階でもわかってたのかな。町の職員が3人、それからSANチャンネルが2人、こういうのでこういう構成を一般の方が見られて、職員と内々で行ったのかなというふうに見られても、公正さという観点から見てどうなんだと、私、専門的な学識経験を持っておられる方というのが、普通、こういうプロポーザルにはよく参加されておられたんでないかと思うんですよ。1回、1回変わるもんですからそのところは明確でないですけども、私は、今回のプロポーザルに選定委員が町の副町長も含めて3人、それからSANチャンネルが2人という構成は、住民から見ると公正さが担保された審査員の構成とは言いがたいということを指摘して、この契約については反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど公平さということで話がありましたけれど、先ほど質疑をかけて、副町長、それから企画課長のほうからそれぞれ説明がありました。その前には資料として、このたびのプロポーザルに対する審査の実施要項というのも配っていただいて説明を受けて、決して公平さが欠けている

というふうには思っていません。確かに町民の皆さんの中からとか学識経験者もあるかもしれませんが、さっき質疑であったように8年間ですか、SANチャンネルで携わった職員ですね、今まで使っていた機器のよしあしがわかる、またこれから新しく入れる機械がわかるということについても十分に知識を持ってる方が2人入ってるということで何ら問題はない。これで画面がきれいになってSANチャンネルが見やすくなるということさえ担保ができれば、私は問題ないんじゃないかなというふうに思います。

それと、一つは、やっぱりきのうの全協の中で説明もあったんですけど、一番は今までデッキテープであったものがハードディスク、パソコンの操作によってできるようになる、結局、アナログからハイビジョンにかわるということが今回の機械、機種入れかえの大きな進展だというふうに思います。

それによって何がよくなるかという、SANチャンネルの職員の皆さんの効率が図れる。それと、新しく文字放送と一緒に、今までは文字放送のときには編集ができなかったところが、文字放送を流しながら編集もできていくという説明も受けました。非常に職員の方も作業がスムーズに行えるというのも確認をさせてもらって、私、そのときに質問で、じゃあ、委託料が下がるんですかとかって聞いたんですけど、それじゃなくて、番組内容、いろんなものを充実したいという前向きな回答もいただきました。

そういった面から機種が新しくなってかわっていく、大変いいことだというふうに思いますが、1点だけ。機種が、機械というのが8年前にできて、8年間で今回買いかえるわけなんですけど、やっぱり8年間という、1年間で1,000万ずつ機械が消耗していってると。この1年間の1,000万というのは、やはり大きいというふうに思います。それが1年でも2年でも延びれば、その分、町民の皆さんにそういった面では予算もつけれるということも考えられるので、やはり新しい機種を大切にに使っていただいて、1年でも長く寿命を延ばしながら町民の方にきれいな画面で見ただけのように、そういったところをしっかりと共有をしていたSANチャンネルの皆さんと共有していただいて、大切に使ってほしいということをお願いしておいて、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号、南部町CATV機器更新事業に関する契約の締結についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第73号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第29 発議案第16号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第29、発議案第16号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 石上でございます。

.....

発議案第16号

南部町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成27年9月25日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石上良夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

――改正案を読み上げます。

.....

南部町議会委員会条例の一部を改正する条例

南部町議会委員会条例（平成16年南部町条例第189号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1号を加える。

（4）広報常任委員会 8人

広報に関する事項

附 則

この条例は、平成28年10月24日から施行する。

.....

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第16号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

発議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第30 発議案第17号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第30、発議案第17号、南部町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 石上でございます。

.....

発議案第17号

南部町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成27年9月25日 提出

提出者 南部町議会会議運営委員会委員長 石上良夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

――改正案を読み上げます。

.....

南部町議会会議規則の一部を改正する規則

南部町議会会議規則（平成16年南部町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員又は議員の配偶者の出産により出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第17号、南部町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

発議案第17号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

.....

日程第31 発議案第18号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第31、発議案第18号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、米澤睦雄君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。

.....

発議案第18号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を
はかるための、2016年度政府予算に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成27年9月25日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 米 澤 睦 雄

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

――別紙を読み上げます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を
はかるための、2016 年度政府予算に係る意見書（案）

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 9 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2016 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要望する。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 25 日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

財 務 大 臣

文部科学大臣

総 務 大 臣

.....

以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第18号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

.....

日程第32 発議案第19号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第32、発議案第19号、憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」に反対する意見書を議題といたします。

提案者である三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君）

.....

発議案第19号

憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の

撤回を求め、「安全保障関連法案」に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年9月25日 提出

提出者 南部町議会議員 三 鴨 義 文

賛成者 同 石 上 良 夫

賛成者 同 亀 尾 共 三

賛成者 同 真 壁 容 子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

――ちょっと長いですけど、意見書（案）を読み上げます。

憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の

撤回を求め、「安全保障関連法案」に反対する意見書（案）

第1 本閣議決定の違憲性

安倍内閣は、2014年7月1日、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下、「本閣議決定」という。）を行った。

集団的自衛権の行使容認は、わが国と密接な関係にある国が攻撃を受けたときに、わが国が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国に対する攻撃を自国に対するものとみなして、実力をもって侵害を阻止すること、すなわち、他国のために戦争することを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものである。

1. 恒久平和主義の基本原則に反すること

本閣議決定が容認しようとする集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。本閣議決定は「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。

日本が集団的自衛権を行使すると、日本が他国間の戦争において中立国から、日本国憲法の禁

止する交戦権の行使をする交戦国になるとともに、日本国内全ての自衛隊の基地や施設が軍事目標となり、鳥取県でいえば美保基地も例外ではない。軍事目標への攻撃に伴う民間への被害も生じうる。このように、本閣議決定等は、憲法前文の平和的生存権の保障及び第9条の恒久平和主義の基本原則に違反するものである。

2. 立憲主義の基本理念に反すること

近代立憲主義は、憲法によって個人の自由・権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする、日本国憲法の基本理念である。この内容として重要なのが、国家権力の中でも暴走して個人の自由や権利を侵害する危険性の大きい実力組織（軍）の抑制である。日本国憲法は、憲法前文及び第9条によって実力組織が暴走しないための明確な歯止めを設けた。政府も、集団的自衛権の行使や海外における武力の行使は、国際法上保持はするが、憲法上許されないとの解釈を長年一貫して積み上げてきた。

このような憲法規範の内容を、憲法改正の手続きもとらずに、一内閣の憲法解釈の変更や法律の制定・改正によって改変することは、憲法を遵守すべき立場にある国務大臣や国会議員によってなしうることではない。国の今後を左右するような、しかも国民の間でコンセンサスが形成されていない「集団的自衛権」の行使容認を行うことは、許されない。それは、国民の自由・生命・平和を、権力に縛りをかける憲法によって守ろうとする立憲主義に、真っ向から違反するものである。

3. 国民主権の基本原則に反すること

日本国憲法改正は、第96条で、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民投票でその過半数の賛成を必要とすることを規定した。ここに、憲法制定・改正に関する国民主権の内容が定められているのである。したがって、本来憲法の改正をしなければならないことを、閣議決定や法律の制定・改正によって行おうとすることは、憲法第96条に違背し、国民主権を侵害するものとしても許されない。

第2 集団的自衛権行使容認について

1. 集団的自衛権行使が憲法違反であることについて

本閣議決定は、「①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容さ

れると考えるべきである」とした。

この集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものである。憲法第9条第1項は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定する。他国Aから、別の他国Bに対する武力攻撃が発生するという事態は、国際紛争に該当し、そこで日本が武力行使することは、憲法第9条第1項に違反する。

仮に自衛隊が「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」ではない場合に実力を行使する存在になると、その実力は憲法第9条第2項が保持を禁じている「戦力」であることを否定できない。また、自衛隊が国際法上集団的自衛権の行使となる実力行使をすると、それは憲法第9条第2項が否認している「交戦権」の行使となる。

憲法前文は、日本国民は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」としている。集団的自衛権の行使容認は、この決意に反するものである。

集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。本閣議決定は、従来の政府解釈を変更するものであり、従来の政府解釈との論理的整合性もない。8月革命ならぬ、2014年7月革命でもおきたと説明するのではなければ説明できないほど、この解釈変更は違憲であるといわざるをえない。

政府は、従来、集団的自衛権に関して、これを「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義し、「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」（1981年5月29日政府答弁書）との解釈を一貫して貫いてきた。歴代の首相も、集団的自衛権行使は憲法上許されない旨明言しており、本閣議決定は、従来の政府解釈を変更するものであることは明らかである。

また、政府は、これまで、「自衛権の発動」の3要件として、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、を示してきた。本閣議決定における新

3要件は、従来の自衛権発動の3要件のうち、①を変更したことは明らかである。

さらに、重要なことは、新3要件を満たすとされる「自衛の措置」には、国連の集団安全保障措置（軍事的措置）への参加も排除されていないことである。これは、従来の政府の憲法解釈でも許されないものとして、明らかに否定されてきたところである（1994年6月8日衆議院予算委員会内閣法制局長官答弁等）。ところが、この点は、2014年7月14日及び15日に衆議院・参議院の各予算委員会において行われた本閣議決定に関する国会集中審議（以下「国会集中審議」という。）での首相答弁等においても、新3要件が満たされる場合には集団安全保障への参加に制約はないことが明言されている。

我が国は、「自衛の措置」の名の下に、国連安保理決議により武力攻撃を行う多国籍軍と一緒に、相手国に対する武力の行使、すなわち戦闘を行うことになる。

2. 新3要件の無限定性と危険性について

政府は、本閣議決定の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものと説明しているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、限定性に欠けるものであって、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。

本閣議決定の「我が国の存立が脅かされ」、「国民の権利が根底から覆される」、「明白な危険」があるかどうかというのは、抽象的な不確定概念であり、主観的な判断を許すものであって、極めて客観性に乏しい。本閣議決定は、海外における武力行使の禁止という憲法第9条の核心的内容を否定するものである。安倍首相は、従来からの「海外派兵は一般に許されない」という原則は変わらないと国会集中審議等で強調するが、上記のとおり、本閣議決定は、海外派兵が十分ありうることを示している。

また、国会集中審議における首相答弁によると、我が国の平和と安全を維持する上で日米同盟の存在、米軍の存在は死活的に重要だとして、集団的自衛権行使の対象になる。そうすると、米国自身が武力攻撃を受けた場合はもちろん、世界中に展開している米軍が武力攻撃の対象になった場合にも、日本は集団的自衛権を行使すべきことになる。その場合、米国からの支援要請を断ることが、時の政府にできるのかという困難な問題に直面する。

本閣議決定による集団的自衛権に基づく武力の行使のための自衛隊の出動についての国会の承認は、現行の防衛出動に関する手続きと同様に、「原則として事前に」とされ、包括的な事前承認という手法がとられる危険性もある。客観的かつ明瞭な判断基準がないままでの、時の政府の判断ないし決断というのは、極めて危うい。いったん武力の行使がなされれば、武力の応酬、戦

争へと突入することになる。事前に国会のチェックすら働かない事後承認の場合の危険性は、なおさらである。

第3 閣議決定に基づく国内法整備等（安全保障法案審議）について

本閣議決定に基づき提出された、防衛省設置法、国家安全保障会議設置法、自衛隊法のほか、周辺事態法等の法案は、日本国憲法及び、それに反した違法な閣議決定に基づいて行われたものであって、「上位法は下位法に優先する」原則に基づき、違法である。

先の憲法審査会においては、自民党や公明党も推薦した長谷部恭男教授（早稲田）、小林節教授（慶応）、笹田栄司教授（早稲田）（以上、順不同）3人の参考人すべてが「違憲」と明言しており、本閣議決定やそれに基づく国内法整備が違憲であることが明白になった。

第4 結論

以上のとおり、本閣議決定は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大するものであり、これらによって、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えてしまうものであって、日本国憲法の立憲主義の基本理念並びに憲法第9条等の恒久平和主義及び国民主権の基本原則に違反し違憲であるため、下記のとおり強く要望する。

記

1. 2014年7月1日に内閣が行った「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大するものであり、日本国憲法の立憲主義理念及び憲法第9条等の定める平和主義、国民主権の基本原則に違反し違憲であるので、これに強く反対し、その撤回を求めること。
2. 2015年9月19日に強行採決された「安全保障関連法案」も上記と同様に、日本国憲法に違反するものであり、施行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番、景山浩君。

○議員（6 番 景山 浩君） 6 番、景山です。私は、この発議案に反対の立場で討論をさせていただきます。先ほど陳情 7 号の審査で不採択というふうになったばかりでございますが、議論もかなり出尽くしてはいることではあるんですけども、少し私の意見も述べさせていただきます。

本陳情で憲法違反であるという議論が相当繰り返し述べられております。これまでの国会の憲法論議とか憲法解釈の変遷とかを全然抜きにして、単純に憲法 9 条の条文だけを読みますと、確かに軍隊と言える自衛隊はもしかしたら違憲かもしれないですし、戦争に対する抑止力、侵略に対する抑止力というふうに言われてます米軍の抑止力ですが、これも米軍の軍事力でのそれに裏打ちをされた、もしかしたら攻めてくるであるかもしれない国への威嚇ということになれば、これももしかすると条文をそのまま読めば違憲になるのかもしれない。

ただ、ある程度国会の審査でも自衛隊なりその抑止力は濃淡はあれ、ある程度皆さん認めて、その上でのお話をどうもされているようです。となると、私は憲法を 80% 守っておるけど、あなたは 30% しか守らんというような、そういう議論に少し聞こえて、多少違和感を感じて国会の放送とかを聞かせていただいておりました。平和憲法というのは非常にとうといものだと思いますが、自衛隊をある程度認め、抑止力をある程度認めということになりますと、その平和憲法だけでももう既に国民の生命や財産、国自体を守ることはなかなか難しいのではないかなというのが一般的な理解をされている、そういった状況だというふうに思います。その上で、戦争の形態が変化をしたり、兵器が進化をして日本国一国では万が一有事が発生した場合に、国民の生命とかその他もろもろを守ることができないということであれば、現在、日本の平和を維持する根幹となってます日米安保、この体制をどうにかして維持をし続けていかなければいけないとい

うふうに、一番最初に近いところでいえば、そういうことに多分なろうと思います。アメリカの防衛予算の問題ですとか国内世論の問題等々もありまして、未来永劫、絶対にこれが盤石なものということも言えない状況では、やはりより強固な同盟関係を構築して、私たち、国、日本、国民、もろもろを守っていく体制を整備することは非常に重要なことだろうというふうに考えております。

今回の法整備が積極的に外国に戦争をしかけて攻めていくといったようなものではないというふうには私は理解をしております。よって、今回のこの発議案については不採択をすべきということで、反対をさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、発議案第19号、憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」に反対する意見書に賛成の立場から討論いたします。先ほど来、たくさんの方がこの安保法案について討論なさいました。私は、そのときしておりませんので、私も賛成の一端を述べさせていただきたいと思います。

今現在、今の日本は侵略をされない限り戦争をしない国、いわゆる世界に認められた平和国家日本から、この安保法案の改正によりまして戦争ができる国へ今変わろうとしております。

安倍内閣は、歴代自民政権が30年余りずっと集団的自衛権の行使は憲法上、許されないとしてきたところでありますが、そういう憲法第9条の解釈を憲法改正ではなく、閣議決定で簡単に覆してしまいました。そして、集団的自衛権の行使を容認する安保法案を国会に提出したところでもあります。衆議院では、野党の質問に対してはぐらかし、強弁の上、審議を深めないまま強行採決をし、そしてまた参議院でも同様な強行採決をしております。そして、この法案を成立させました。

この集団的自衛権行使の容認であります。先ほど来出ておりますほとんどの憲法学者、それから弁護士、文化人を初め、内閣法制局の元長官、それから元最高裁判事も憲法違反であるとしております。そして、何よりも5割以上を超える多くの国民が反対をしていますし、悲惨な戦争を体験した国民も反対をしているところでもあります。このような憲法を無視するような行為は立憲主義を否定するものであり、決して許されるものではありません。

なぜ、民意を無視してまで安保法案の成立を急いだのか、それは事前に安倍総理がアメリカと約束をしていたからであります。国民に物を言うよりも、まずアメリカとの話が先なのです。安

安倍内閣は、安保法案を成立させる理由といたしまして、日本を取り巻く安全保障環境の変化、とりわけ中国と北朝鮮の脅威を上げておりますが、これははっきり言って安保法案を成立させるためにいたずらに国民の恐怖心をあおる行為にほかなりません。アメリカとの軍事同盟を強化し、抑止力を高めるといふわけであり、まさに日米運命共同体の誕生であります。

しかしながら、よく考えてみていただきたいと思えます。北朝鮮のミサイル開発は、私たち日本国民は決して認めることはできませんけれども、アメリカに対する抑止力の向上を目指すものであります。アメリカはこれまで朝鮮戦争からイラク戦争まで、多くの戦争を行ってきました。特にイラク戦争は、最初は支援をしていたフセイン政権をアメリカに反抗するからとならず者国家として位置づけ、核兵器を保有しているとしてイラクに侵攻しました。結局、核兵器はなく、後に残されたものはイラク国内の荒廃した国土、民族間の対立、相次ぐテロ、そしてこれによってのイスラム過激派の台頭であります。同じならず者国家に位置づけられる北朝鮮にとってミサイル開発は、アメリカに攻め込まれないように抑止力を高めようとしているものであります。

中国にとってもアメリカの基地が直近の日本にあり、軍隊も日本と韓国にいるなら、中国にとっては非常に脅威であり、海洋進出によるアメリカに対する抑止力を高めようとしているのであります。これは安保法案を推進する方々の言う日本を守るための抑止力と同じ類いのものなのです。抑止力とは、軍事的有利を指すものであり、抑止力の競争は結局は軍拡競争なのです。

安倍内閣はそんなことは百も承知でしょう。また、実際に話が出ておりましたけれども、北朝鮮の日本侵攻というのは、実際には北朝鮮の滅亡を意味しております。なぜなら、北朝鮮が日本に仮に攻め込んだとしたら、日本の軍事力も世界では相当な軍事力でございますし、当然、日米安全保障条約、これによりましてアメリカも待っていましたとばかりに北朝鮮に侵攻いたします。

そしてまた、中国の日本侵攻につきましても、これは石上議員も申しておりましたけれども、中国と日本の関係、経済的な結びつき、非常に強いものがありまして、仮に日本に侵攻した場合には中国の経済的破綻は目に見えるものがございまして、これもほとんどない。また、尖閣諸島占拠とあわせて北朝鮮、中国の侵攻は、これは現行の自衛隊法に基づく個別的自衛権で対応できるものでございます。

では、なぜ民意を無視してまで集団的自衛権の行使容認を急ぐのか、それは安倍内閣の目指す戦後レジームからの脱却、敗戦国日本の記憶を消し、アメリカと対等になることを目指しているからであります。敗戦国日本の記憶を消すということは、さきの70年談話のときにも最初のころは、もう謝ることはしないというようなことを言っておりましたけれども、安倍首相にとって

はこれが重大なことであるわけでございます。

それから、アメリカに守ってもらうばかりではだめだ、アメリカに協力しなくてはという意見もございしますが、戦争を放棄した日本国憲法をつくったのはアメリカでございます。そのために日米安全保障条約があります。こういうことが言えるのは、私は、自分の家族に自衛隊員がいなからではないでしょうか、方が言えるんじゃないでしょうかと私は思っております。

安保法案が施行されたならば、自衛隊発足以来、戦争で人を殺し、殺されなかった自衛隊員が戦争で人を殺し、殺される可能性が出てまいります。今まで水道施設建設などを担っていた平和的な後方支援が、兵士や武器の輸送など、軍事的な支援に変わります。これはアメリカなど、他国の戦争に日本が巻き込まれることを意味します。日本は戦争当事国になります。相手国からは当然敵であり、攻撃を受けることは明らかであります。靖国神社へ祭られる自衛隊員も出てくるでしょう。相手国からのテロも起こる可能性がございます。これらのどこに日本の国民の生命、財産を守ることができるのでしょうか。憲法第9条を守り、専守防衛に徹し、外交努力で世界平和を目指すのが本当の意味での積極的平和主義ではないのでしょうか。そういう意味からおきましても、発議案第19号、憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」に反対する意見書をぜひとも皆さんの賛成によって提出していただきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この意見書提出について、反対をいたします。

先ほど米澤議員言われました。想像的な話ばかりで、全く安倍首相が戦争をしかけるとか、そういったことは本人も言ってませんし、もちろん国民がそんなことは認めるわけがありません。それをあたかもこの法案通ったことによって戦争を起こすというような、あの発言はちょっとやはり問題ありというふうにしか言いようがありません。

この平和安全法制については、この目的はまずは、平和安全の目的によってこれを法案通すことによって日本のすきをなくして、日本と一緒にやってくれる国をふやすこと、これが一番の目的です。いわゆるこれは抑止力を高めるということです。

今の話の中では、日本が戦争に巻き込まれるという危険だけを話されますけれど、日本がいざというときに見捨てられる危険というものを感じたことがあるのでしょうか。やはりそういったところをしっかりと考えて、そしてこの法案が間違いなのか、何かいうことをやはり定めるところ

だというふうに思います。

そして、憲法の解釈については、やはり戦後、時代とともに流れてきております。自衛隊ができたのもこれは憲法解釈でできてると思います。今、世界の状況といえ非常に変わってきております。危険を伴うような状況が日本の周辺で起きる、これは個別的自衛権だと言えればそれでいかもかもしれません。個別的自衛権、日本人で守れるでしょうか。自衛隊だけで守れるでしょうか。（「守れる」「守れません」と呼ぶ者あり）守れないと思います。（「これ答えは守る、絶対」と呼ぶ者あり）そういったことを考えてやはり、安全保障、そして日米安全保障をしっかりとしたものにする。

今、もうアメリカは東南アジアのほうからは撤退しました。中国はそこに軍事基地をつくりかけています。そういった今の現状をしっかりと見据えて、どうすればいいのか、日本としてはどういう対処をすればいいのか、やはり安全保障をしっかりと日米安保、そして日米安保を強化することによってそういった国を、仲間をふやしていく。日本には手を出せない、そういったすきをつくらぬ状況に持っていく、これがこのたびの法案だというふうに思います。そういったことを含めて、このたびの意見書については反対すべき、不採択とすべきということで討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどからの論議を聞いていて、今の安倍政権が行った今回の法案が正しいもので平和法案だと、憲法問題を言うのであれば、聞きたいのは、どうして憲法問題を正面に据えて、憲法改正して集団的自衛権の行使を行うようにしようとししないのか、それがすごく不思議なんです。なぜそのことを問わないのか。解釈だと言いましたので、そこで解釈の点です。自衛隊を憲法9条で解釈してきたというのは、これは歴代の元内閣法制局長官、共産党が言っておるものではありません。

自民党の方々が、政権をつくってきた元内閣法制局長官が言っているのは、こう言っているんですよ。政府は集団的自衛権の行使容認を閣議決定で憲法9条が認める自衛の措置に当たると主張しています。これは個別的自衛権と集団的自衛権を同質のものと捉えていると推測しますが、両者には本質的な差異がありますとあって、個別的自衛権の行使は外国の武力攻撃から国民を守るために他に適当な手段がないときに必要最小限度で武力の行使を行うもので、独立主権国家が固有かつ先天的に有する自己保全のための自然的権能に基づくのであると解されていると。これが日本国憲法は戦力を保持しないけれども、国際的に見ても独立主権国家がもし攻められたとき

には最低限度の自己保全のための動きをも否定してるものではないという立場から個別的自衛権についてあり得るのだということが、判断なさってきたというのが歴代の政権と内閣法制局長官の見解であって、憲法解釈で云々した等の問題で済む問題ではないわけですよ。そこがまず1点だと私は思うんですよ。

その点と次に、他方、集団的自衛権の行使は、我が国が武力攻撃を受けなくても我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合、それを阻止するために第三国に対して武力行使を行うことができる権利だというふうに言ってるわけですよ。だから、今までの憲法解釈で自衛隊どうのこうのとおっしゃいますが、基本的に今回違うのは、先ほどの議員もおっしゃったように、戦争のできる国にしてしまうというところにこの法律つくってきたというところにあるんじゃないですか。

そのことを私はどう考えても、集団的自衛権と個別的自衛権ごっちゃにしてる問題と、憲法違反か違反でないかというときには、そうじゃない、これは平和を守るためだというのは、私はそういう意味では欺瞞であり、国際的な情勢の範疇からしたら米澤議員のおっしゃったもののほうがよっぽど常識的な判断であると。より多くの国民が納得する意見だというふうに思わざるを得ないわけですよ。

それと、もう一つ指摘しなきゃならないのは、これをいいと思って論理をなさってる方々が、今までの過去の自民党政権が言っていることではありませんよ。今までのあなた方の言ってる意見は、日本でいえば今の日本会議ですよ。よく言われてる相当右寄りの方々が言っている。どの新聞に書いてあるのかわかりませんが、そういうことを披瀝してるのだということ指摘して、今回の意見書については採択すべきだというふうに主張いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第19号、憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め、「安全保障関連法案」に反対する意見書を採決いたします。

賛成、反対の御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第33 発議案第20号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第33、発議案第20号、地方財政の充実・強化を求める意見書を

議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。

.....
発議案第 20 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 27 年 9 月 25 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 板 井 隆
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
次ページ、意見書（案）につきましては、三鴨義文総務経済常任副委員長より引き続き大変ですが、朗読していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 2 番、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） そうしますと、意見書（案）を読み上げます。

.....
地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、

地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。とくに、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、地方創生担当大臣

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第20号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

日程第34 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第34、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思います。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣をすることに決定いたしました。

日程第35 議長発議第21号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第35、議長発議第21号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程、議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申

し出どおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第 3 6 議長発議第 2 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 6、議長発議第 2 2 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、杉谷早苗君から、閉会中も議会広報など編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、杉谷早苗君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第 3 7 議長発議第 2 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 7、議長発議第 2 3 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第 6 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 7 年第 6 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 4 5 分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月7日に開会以来、19日間にわたり、26年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定を初め、提案されました条例及び補正予算、また議員の一般質問など、多数に上りました。

議員におかれましては、提案されたこれらの重要案件について終始極めて熱心な御審議をされ、それぞれ適切かつ妥当な結論を得ることができたことに対し、深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げる次第であります。

執行部各位におかれましても、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たる際には、委員長報告を初め、各議員の意見を十分に尊重しつつ、町政各般にわたり一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

厳しい残暑も終わり、これから秋も深まってまいります。議員各位におかれましては何かと御多忙なものと存じますが、この上とも御自愛くださいませ、町政の積極的な推進に御尽力賜いますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月7日から本日まで19日間にわたり開催されまして、平成26年度の一般会計決算の認定を初め、11の各特別会計決算認定、条例改正、平成27年度の一般会計補正予算など、合計23の議案を上程し、御審議をしていただきてまいりました。長丁場でお疲れになったことと思いますが、慎重に御審議をいただきまして全議案ともに御賛同を賜り、御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

9月9日、10日には、8名の議員様より一般質問をいただきました。教育問題、同対審答申50年の節目の年を迎えて今日までの成果と課題について、あるいは子育て支援施策について、地方創生の取り組みについてなど、タイムリーで町民の皆様の関心の高い問題であると思われました。

それぞれに答弁をいたしましたけれども、私自身の勉強不足や答弁のすれ違いでかみ合わなかった部分については、日常の議員活動の中で御指導をいただきますようによろしくお礼を申し上げます。

また、安保法案に反対する意見書の陳情賛否につきましては、多くの議員の意見表明がござい

ました。賛成、反対ともに平和を願う強い意志があふれており、政治家としての真情が吐露された討論であったと思います。このような皆様の真情を真摯に受けとめまして、町長として平和な南部町の建設にさらに努力してまいりたいと、改めて決意をしたところでございます。

さて、地方創生総合戦略でございますが、最終調整を行いまして今月末には国に提出する運びとなりました。南部創生100人委員会より提言をいただいた膨大な事業を行政だけで取り組み、管理していくことは困難であろうと考えまして、まちづくり会社を設置して対応しようと考えております。今後、早急に詳細を詰めて12月議会には報告ができるように努力してまいりたいと思っておりますので、何かと御協力をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

さて、これから秋のたけなわを迎えるわけでございますが、各地区で運動会や収穫祭などが開催され、コミュニティーの再確認などで大いに盛り上がると思います。行事にも積極的に顔を出してもらえば地域の皆様も随分とお喜びになると思いますので、私のほうからもよろしくお願いを申し上げます。御健勝で御活躍をされますように御祈念を申し上げまして、お礼の御挨拶にかえる次第であります。本当にありがとうございました。
